

ア女基 00-8

2001年3月

ドメスティック・バイオレンス 援助アセスメント試論

委託調査 報告書

夫・恋人からの暴力を考える研究会

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

無断転載を禁じます。

(財)女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）
2001年3月発行

この報告書は、アジア女性基金が日本DV防止・情報センターの「夫・恋人からの暴力を考える研究会」に委託した調査研究の報告です。

はじめに

夫婦や恋人など、親密な関係にあるパートナーからの暴力(身体的、精神的、経済的、社会的、性的なものを含む)をドメスティック・バイオレンス(以下DVと略す)、呼び、「家庭内暴力」と区別します。DVは、男性が経済的・社会的に女性よりも優位な立場にあることを背景にして振るわれる暴力であり、犯罪であると同時に女性の責任とされる問題ではないと啓発されるようになりました。

1995年の第4回北京世界女性会議では、「多くの場合、女性及び女児に対する暴力は、家族間または家庭内でおこるが、そこではしばしば暴力は黙認される…虐待の発生は、通報されず、それゆえに発見されにくい。…通報された場合ですら、被害者の保護または加害者の処罰は怠られることが多い」と分析しています。1999年3月国連の女性に対する暴力に関するクマラスワミ特別報告者は、家庭内あるいは家族の暴力について、その結論で、「わずかな例外を除いて、政府は程度の差はあるDVをいまだに私的な家族の問題として扱っている」と述べています。2000年6月ニューヨークで開催された「女性ミレニアム会議」でも、各国がなすべき行動として北京会議後、顕在化した家庭内及び家族内におけるあらゆる形態の身体的、精神的、性的暴力から女性を保護する手段が、国内法の整備も含めて、必要であると「成果文書」に明記されました。

日本でも「3人にひとりの女性がパートナーからの身体的暴力を体験した」という東京都の調査(1997年)や「20人にひとりの女性が身に危険を感じる暴力を」という総理府調査(1999年)が、日本の家庭にもDVが普遍的に存在することを明らかにし、社会問題を投げかけました。この女性に対する暴力根絶のためには、男女平等社会を実現していくことが重要な解決方法ですが、当面の問題は、現在、被害を受けている女性に対する支援とエンパワメントを最優先すること、そしてその援助をどのようにするかです。

アジア女性基金では、被害を受けた女性が、その被害の原因は「DV」であることに気づき、しかし、その次の行動が見えない、わからない、考えられないとき、道しるべになるようにと、被害を受けた女性や子どもに対する初期の援助アセスメント(対応社会資源)の調査、さらに、援助者の無理解ゆえに被害を受けた女性が二次的な被害を受けることをさけ、援助を円滑に行えるよう各機関の役割とDVに関する機能についての調査研究を、DV防止・情報センターに委託し「夫・恋人からの暴力を考える研究会」がこの報告書をまとめました。研究会のメンバーが大阪に集中していたため、各機関アセスメントの役割と機能についても「大阪版」が多く含まれています。今回の調査では、全国で共通した役割や機能と各自治体によって異なるものすべてを網羅することは困難でした。そのため、末尾に□を設けました。そこへ、この報告書をご利用になる地域の連絡先および特徴を加えご活用いただければ幸いです。また、ご意見や情報をお知らせいただければ、全国的な報告書を作成することも合せて考えております。

2001年3月

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

目 次

はじめに

I 章. フローチャート	1
1. カウンセリング	
2. 危機アセスメント	
3. フローチャート	
1) 単身女性の相談	
2) 子どもを連れた女性の相談	
II 章. 援助別アセスメント	
1. 婦人相談所（大阪府女性相談センター）	5
1) 婦人相談所とは	
2) DVに対してできること	
3) 所在地・連絡先	
2. 女性センター	8
1) 女性センターとは	
2) DVに対してできること	
3) 所在地・連絡先	
3. 婦人保護施設（大阪府立女性自立支援センター）	12
1) 女性自立支援センターとは	
2) DVに対してできること	
3) 所在地・連絡先	
4. 児童相談所	15
1) 児童相談所とは	
2) DVに対してできること	
3) 所在地・連絡先	
5. 母子生活支援施設（旧 母子寮）	19
1) 母子生活支援施設とは	
2) DVに対してできること	
3) 利用するときの相談窓口	
6. 児童養護施設	21
1) 児童養護施設とは	
2) DVに対してできること	
3) 所在地・連絡先	
7. 保健所・保健センター	23
1) 保健所・保健センターとは	
2) DVに対してできること	
3) 所在地・連絡先	

8. 医療機関	
1) 救急医療	28
(1) 日本の救急医療システム	
(2) DVに対してできること	
(3) 所在地・連絡先	
2) 産婦人科編	32
(1) 産婦人科とは	
(2) DVに対してできること	
(3) 所在地・連絡先	
3) 看護婦・士編	35
(1) 看護婦・士とは	
(2) DVに対してできること	
4) 助産婦編	37
(1) 助産婦とは	
(2) DVに対してできること	
(3) 所在地・連絡先	
5) メディカル・ソーシャルワーカー (MSW) 編	40
(1) メディカル・ソーシャルワーカーとは	
(2) DVに対してできること	
(3) 所在地・連絡先	
9. 福祉事務所	43
1) 福祉事務所とは	
2) DVに対してできること	
3) 所在地・連絡先	
10. 家庭児童相談室	49
1) 家庭児童相談室とは	
2) DVに対してできること	
3) 所在地・連絡先	
11. 民間シェルター	53
1) 民間シェルターとは	
2) DVに対してできること	
3) 連絡先	
12. 法律相談	57
1) 法律相談について	
2) DVに対してできること	
3) 所在地・連絡先	
13. 警察	61
1) 警察とは	
2) DVに対してできること	
3) 主な相談窓口の電話番号	

III. コラムアセスメント	
1. 就学支援について	65
1) 就学手続について	
2) 就学に必要な資金援助について	
3) その他	
2. アルコール問題	67
3. 性被害に対する医学的サポート	68
4. 福祉制度	70
1) 生活保護	
2) 児童扶養手当	
3) 特別児童扶養手当	
4) 児童手当	
5) 母子・寡婦福祉資金の貸付	
6) 母子生活支援施設への入所	
7) 保育所への入所	
8) 母子家庭医療費助成	
9) その他の制度	
5. 公営住宅への入居	75
6. 就労支援について	76
7. 自助グループ	77
8. 離婚について	78
1) 離婚の方法	
2) 離婚調停の手続	
3) 審判離婚	
4) 裁判離婚	
5) 効果	
9. 電話相談	80
1) 電話相談とは	
2) 電話相談と通常カウンセリングとの違い	
3) DV被害と電話相談	
4) DVに対する電話相談リスト	
10. 男性プログラム	83

補章

DV援助に役立つ参考文献

研究会メンバー

I 章. フローチャート

暴力の被害を受けた女性が、その被害は「DV」であるということに気づきはじめたとき、混乱、不安、悲しみ、怒り・・・、様々な心理的反応を示し、と同時に身体的な問題も生じていることでしょう。これらの苦悩のなかで、少しづつ「では、どうすればいいのか」を考えはじめたとき、その人にとって最も大切なことは、その気づきを受け止めてもらえること、被害を語ることができること、自分が悪いわけではないことを知ること、さあ自分を取り戻しましょうと後押しされることでしょう。

DVの被害を受けた女性の多くは、DVの被害を受けたことを、まずはどこへ行って、そして何をしたらいいかわかりません。相談を受けた機関の多くは、DVのマニュアルを持っています。どうすればいいのか、どの機関と連絡を取ることがいいのか・・・、わからず困っている相談援助者も多いのです。被害を受けた女性は、とりあえず相談できそうなところに、「相談」に行かれることがほとんどです。

どの援助機関も、被害を受けた女性が相談された場合、その相談された場所で、被害を受けた女性の「相談（声）」をきちんと受けることが重要です。その次に重要なことは、相談内容のアセスメントです。判断が誤ったとき、援助の遅れによって被害者の被害が深刻になったり、被害者が二次的被害を受けてしまったりする場合もあります。

このフローチャートは、DVの被害を受けたことを相談くるところから援助が始まります。「単身の場合」と「子どもを連れている場合」という2つのパターンを作成しました。「カウンセリング」と「危機アセスメント」の視点を持ち相談を受けたうえで、必要な援助につなげていくことが大切です。十分に話を聴き、寄り添うという「カウンセリング」の姿勢は適切なアセスメントの前提となります。また、適切なアセスメントは適切な情報提供につながり、相談者の自己決定の大切な材料になります。

1. カウンセリング

カウンセリングとは、相談者が自己理解を深め、自分らしい生き方を歩めるように、主に言語的交流と人間関係によって行う援助方法です。カウンセリングの原則は、援助者の価値観を押しつけるのではなく、あくまでも相談者の意思を尊重するということにつきます。従って、相談者の気持ちに寄り添い（共感的理解）、相談者のどんな発言や行動も非難することなく（受容）、相談者が自分らしい生き方を発見できるように手助けしていくのが基本です。具体的には、相談者の意思に沿った形で、相談者の気持ちの整理を手助けし、情報提供をしたり、他の相談機関や専門職への橋渡しを行ったりします。

ただ、人間のこころを扱うという点にカウンセリングの難しさがあります。人間は答えられる時ほど、気持ちは揺れ動きます。従って、カウンセリングをする援助者は、そうした相談者的心の揺れ動きにも辛抱強く付き合う必要があります。その中で、同じところを行ったり、来たりすることも多々あります。しかし、そうしたプロセスを経ることが相談者には必要なのです。行ったり来たりして苦労して手に入れた自分らしい生き方が、相談者の自信を支えます。

2. 危機アセスメント

危機アセスメント表

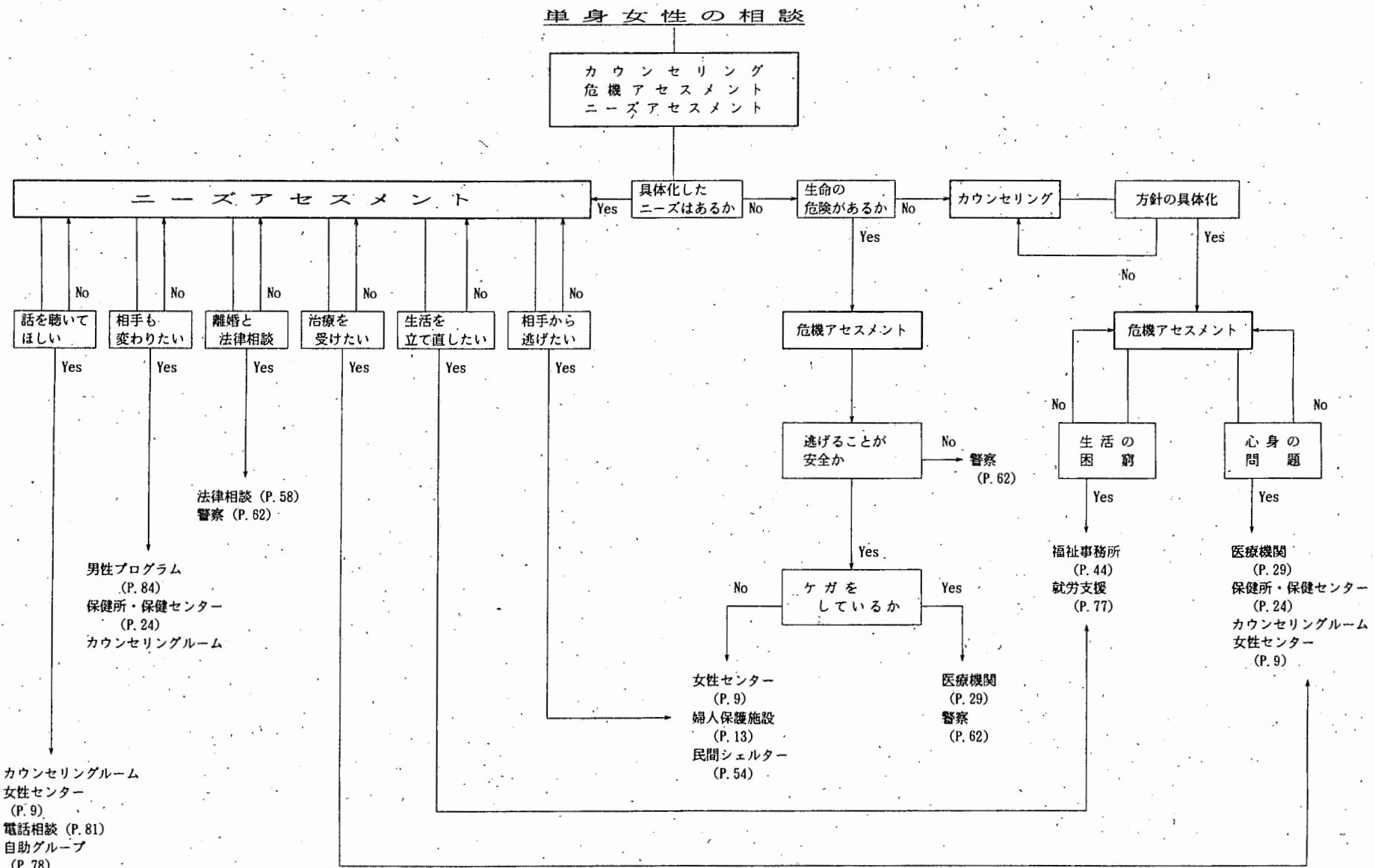
アセスメント（子どもも含む）	状況
危険度1：今、暴力を受けており、生命の危険を感じる	危機介入と治療が必要
危険度2：暴力を受けた後で、生命の危険を感じる	安全性の確保（緊急避難）と治療が必要
危険度3：いつ暴力を受けるか分からぬ	避難準備と安全性の確保（緊急避難）が必要
危険度4：時々暴力をうける	緊急避難時に備えることが必要 相手との話し合いが必要 相談する・相談先を知っておくことが必要
危険度5：支配的な態度で接してくる	相手との話し合いが必要 相談する・相談先を知っておくことが必要

* DVの場合の暴力には、身体的、精神的、経済的、性的暴力を含み、子どもの虐待の場合の暴力には、身体的、精神的、性的暴力およびネグレクトを含み、上記のアセスメントは、身体的暴力の危険度を基準としている。

* 相談を受ける中で、危険度は変化するが、このアセスメントはあくまでも、相談の中で被害者本人の相談（声）を中心にして考えていく。ニーズについては、相談を勧めるなかで加えられることが多く、直線的なニーズだけを見ることなく、被害者が何を必要としているのかを考えしていくことが重要になってくる。

(1) 単身女性の場合

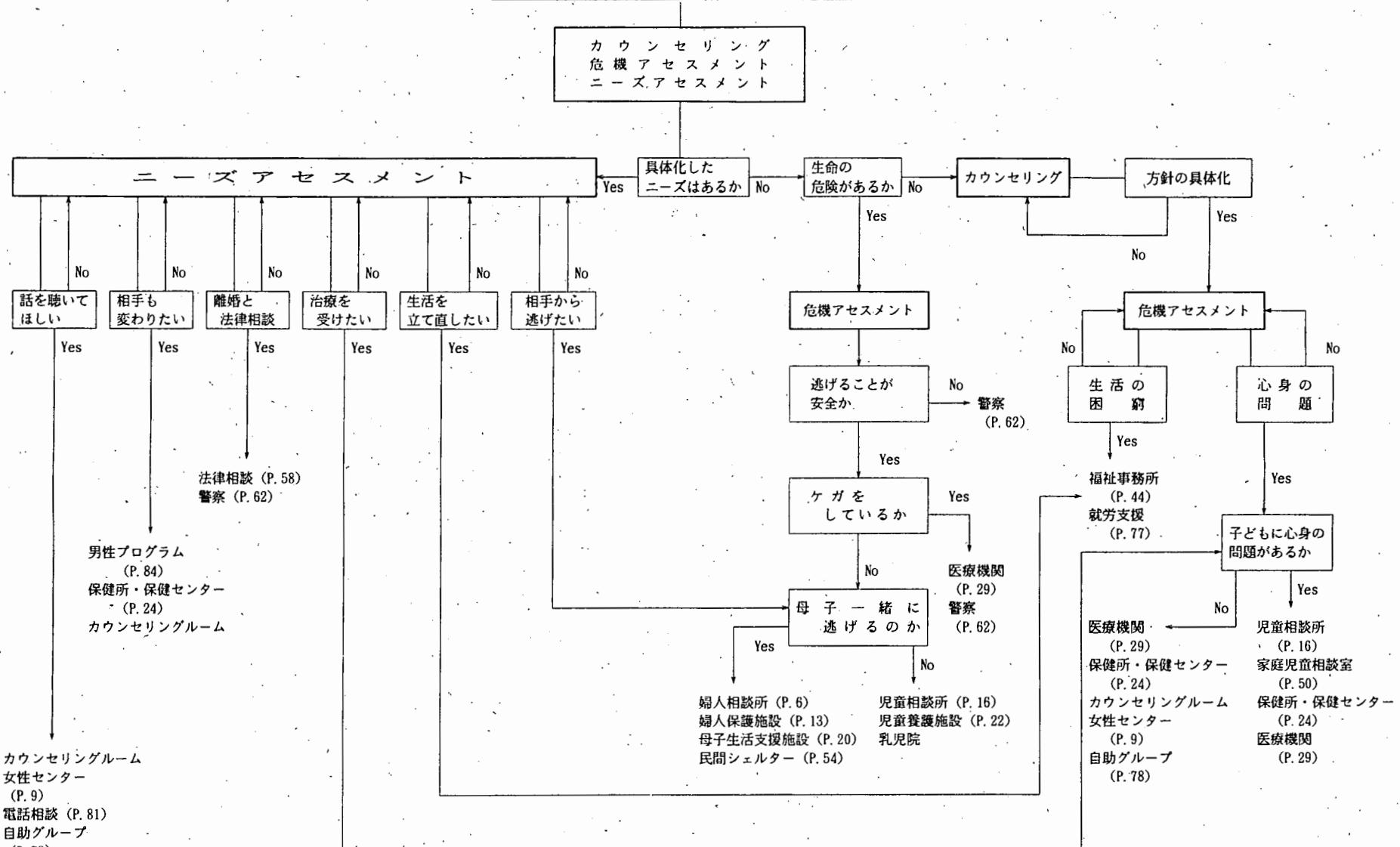
DV対象別フローチャート



(2) 子どもを連れた女性の場合

DV 対象別フローチャート

子どもを連れた女性の相談



II. 機関別アセスメント

1. 婦人相談所（大阪府女性相談センター）

1) 婦人相談所とは

婦人相談所は、1956年（昭和31年）売春防止法により各都道府県に設置することを義務づけられた相談機関である。名称は近年「婦人」を「女性」と変更する都道府県が多くなり、大阪府では平成9年度に「女性相談センター」と名称変更をした。

女性の売春からの自立を支援するために作られた機関であるが、こうした女性からの相談が減少する中で、行き場をなくした女性が売春に走ることを未然に防止するためにとの考え方から相談の幅を拡げ、現在では売春に関係なく、家庭関係の破綻、生活の困窮等の問題を抱え、現に援助を必要とする状態にあればその女性の相談にも応じるなど、様々な悩みを持った女性からの相談に応じている。

「女性相談センター」では、社会情勢の変化や新たなニーズに対応して、幅広く女性の相談に応じ、援助を必要とする女性の保護と自立支援を図るために一時保護するとともに、必要に応じて「大阪府立女性自立支援センター」（婦人保護施設）への入所委託をしている。

ここ数年「夫等からの暴力に関する相談」が著しく増加してきており、これは全国的な傾向となっている。

相談には、女性相談員（婦人相談員）が応じるが、併設している一時保護所の利用希望があれば他のスタッフ（所長以下ケースワーカー、心理職等）で受理会議を行い、一時保護後は必要に応じて嘱託医（内科、精神科）の診察を受けることができる。

一時保護の期間はおよそ2週間であるが、この間に問題の解決ができなくて「大阪府立女性自立支援センター」への入所を希望すれば、前述したように入所できる。

費用については、一時保護所、大阪府立女性自立支援センターとも、食事や居室利用は無料である。しかし、医療や求職活動等に必要な費用は、別途、福祉事務所に相談する必要がある。

2) DVに対してできること

(1)相談を聴いて今後どうしていくのがいいかを、共に考える。

「女性相談センター」への相談の中で一番多いのは、「夫婦問題」である。その問題が深刻で危機的になれば「施設利用に関する問題」を主訴として相談を受ける。DVの相談を受けて“あなただけが悪いのではない”を前提に考え、今の心情の理解に努め、これから準備しておくことなどについて話し合い、今後の方向性を共に考える。

(2)一時保護所等の利用により身の安全をはかる。

「女性相談センター」には一時保護所が併設されている。これは全国的にも同様である。そのため暴力の被害を受けた女性の公的シェルターとして活用されている。

一時保護の期間は、およそ2週間である。まず身の安全をはかり、身体的・心理的（精

神的)な傷を癒し、次のステップに向けての準備の期間でもある。

母子で利用する場合には、「女性相談センター」では乳幼児まで、学童児については就学保障ができないため「子ども家庭センター」(児童相談所)の一時保護所の利用を原則としている。この場合は、母子が分離することとなる。しかし、母子分離ができない母子については、ケースバイケースで対応している。

子どもを連れた女性については、多くが「母子生活支援施設」に入所するか、生活保護扱いで新たな住宅を借りることにより退所するまでの利用となっている。

なお、生活保護を受けて医療費や転居に関わる費用を受給したり、退所後の行き先として母子生活支援施設を利用するには、福祉事務所への相談が必要となる。

しかし、センター入所前に、居所を転々としていた場合などには、どこの福祉事務所が相談にのるのかが明確にならず、援助を受けにくい場合がある。そのため、可能であれば、もよりの福祉事務所に相談したうえで、その福祉事務所に、センター利用の手続きをとつてもらうと、後に、その福祉事務所に相談できることが明確になる。

単身の女性については、住み込み就職がみつかるまでの間の利用が多い。しかし、2週間でみつからない場合には、「大阪府立女性自立支援センター」で自立に向けて取り組むことができる。

「女性相談センター」、「大阪府立女性自立支援センター」の利用期間中に夫等からの身の危険が生じた場合には、他府県の「婦人相談所」の利用も考える。

この他に、大阪府としては、「緊急一時保護事業」を府下7か所の施設と契約し、深夜夫の暴力で緊急に避難しなければならない時に、「女性相談センター」への来所が困難な場合にどの7施設のうちいずれかの施設で一泊だけ保護してもらい翌日「女性相談センター」で一時保護をすることを制度化している。

大阪市においても、市内に住んでいる母子や女性に「大阪市緊急母子生活支援施設」を利用できる制度がある。

3) 所在地・連絡先

大阪府女性相談センター(一時保護所を併設)

TEL : 06-6725-8511 FAX : 6720-3518

[所管] 大阪府全域

[相談時間] 9:30~16:30

土・日、祝日、年末年始休み

[相談時間外の対応]

一時保護相談は年中何時でも受付

大阪府女性相談センター・みなみ相談コーナー

TEL : 06-6761-7181 FAX : 6761-7181

[所管] 大阪府全域

[相談時間] 9:00~21:00 (受付は20:30)

地域別

2. 女性センター

1) 女性センターとは

女性センターとは、女性問題を解決し、女性の地位の向上、社会参画の促進を図るために設置された施設であって、1960年代までは民設・民営が主であったが、「国連女性の十年」（1976年～1985年）をきっかけに建設された国立婦人教育会館をはじめとして、地方公共団体による公設・公営、あるいは公設・民営の女性センターが現在では大半である。

公設の場合、国や地方公共団体の首長部局が設置したもの（女性総合センター、男女共同参画センターなど）と、教育委員会が設置したもの（婦人教育会館など）などが中心であるが、女性センターとして、男女共同参画社会づくりを具体的な目標として1975年以降設立されたものでは約120館を数える。

その業務としては、以下のようなものが主となる。

- (1) 女性を主な対象として、女性の地位向上・男女共同参画社会の推進等を目的とした各種の研修・交流・情報収集と提供・相談・調査研究等の事業
- (2) 女性団体・グループ等の活動の拠点として、女性の資質・能力の開発や知識・技能の向上を図ることを主たる目的とした活動や事業

2) DVに対してできること

女性センターでは、女性の立場に立った活動、あるいはジェンダー問題に敏感な視点からのサービスを提供することをその目的としているところが多い。したがって、被害を受けている女性に対して、本人の忍耐や女性役割への自己犠牲を強いるような対応ではなく、本人が自己信頼感を回復し、自分の安全と自己実現のために努力できるようエンパワーメントする方向での対応につとめるのが本来である。

女性センターでの、DVに対しての取り組みは、主として、相談や啓発、情報提供といったもので、法的拘束力のあるサービスや自立支援というような措置をともなう業務は行っていない。また、緊急なケースの場合でも、一時保護の施設はないので福祉事務所や女性相談センターなどへの連携を行う。

相談は原則無料、講座などでは一部有料のものもあるが、無料で提供されていることが多い。

(1) 相談を受ける

相談業務を通じて、本人の心理的サポート、社会的ネットワーク作りの援助を行う。場合によっては、必要な措置のできる機関への照会などを行う。

相談業務は、各々の女性センターによって、サービスの時間や種類がまちまちである。「女性相談員による電話相談」・「心理カウンセラーによる面接相談」・弁護士による法律相談」・「女性医師によるからだの相談」など、それぞれの専門家による相談を行っている施設もあれば、行政職員が窓口で相談にあたっている施設や、相談事業だけを非常勤対応で外部に委託している施設もある。

相談では、当事者である女性が、パートナーの暴力を直視し、女性役割の中自分の安全や可能性を見失うのではなく自分を大切にする方向で問題解決を図れるよう、必要な心理

的サポートをする。

(2) サポートグループ、自助グループなどを主催・共催する

センターによっては、さまざまな女性問題の当事者の自助・相互援助のためのグループを開催したり、場所を提供したりしているところがある。同じ悩みをもつ女性同士が集まって、自分の悩みを語り、人の話を聞くことで、自分一人の問題ではないという認識を通じて、問題の整理と解決へのサポートを得るグループである。開設しているとしても常時ではないので、問い合わせが必要である。

(3) 情報を提供する

女性センターでは、多くの場合、女性関連情報を集めた情報ライブラリーや情報コーナーがあり、情報担当職員が配置されていることもある。DVに関する文献、調査研究資料などにアクセスできる他、当事者の場合シェルター情報や、逃げる場合の注意、あるいは、とどまる場合の安全確保など、具体的な問題に関しての情報が得られることがある。

(4) DV問題に関する啓発を行う

DV問題の現状をふまえ、一般社会に向けてのDV理解のための講座、対応策に関する研修、加害者問題研究の提起などさまざまな学習・啓発活動を行っている。

参考として、平成12年度後半期の大坂府立女性センター（ドーンセンター）での「女性への暴力」に関する取り組みについて紹介する。

9月21日 「女性への暴力」（加害者研究編）① -加害者治療の試み：男の非暴力グループワークの経験から-
9月28日 「女性への暴力」（加害者研究編）② -なぜ男性は暴力を振るうのか：ジェンダー問題として考える-
10月5日 「女性への暴力」（加害者研究編）③ -男性のライフスタイルと暴力：産業カウンセリングの現場から-
10月28日 「男の非暴力グループワーク」①
11月4日 「男の非暴力グループワーク」②
11月11日 「男の非暴力グループワーク」③
11月18日 「男の非暴力グループワーク」④
11月25日 「男の非暴力グループワーク」⑤
12月2日 「男の非暴力グループワーク」⑥
11月11日 フェミニスト・カウンセリング専門講座（理論編）①
11月25日 フェミニスト・カウンセリング専門講座（理論編）②
12月9日 フェミニスト・カウンセリング専門講座（理論編）③
1月13日 フェミニスト・カウンセリング専門講座（研究コース）
1月27日 フェミニスト・カウンセリング専門講座（研究コース）
2月3日 フェミニスト・カウンセリング専門講座（研究コース）
2月17日 フェミニスト・カウンセリング専門講座（研究コース）
2月24日 フェミニスト・カウンセリング専門講座（合同）

(次ページにつづく)

平成12年度後半期の大坂府立女性センター（ドーンセンター）での「女性への暴力」に関する取り組み（つづき）

2月22日「女性への暴力」（21世紀の課題編）

－被害者支援のシステムづくりのために：NPOの役割と可能性－

3月1日「女性への暴力」（21世紀の課題編）

－女性への暴力を防止するために：非暴力プログラムの可能性－

3月8日「女性への暴力」（21世紀の課題編）

－暴力のない21世紀のために：私たちにできること－

3) 所在地・連絡先

女性センター（愛称）	住所・電話番号	休館日
大阪府立女性総合センター (ドーンセンター)	大阪市中央区大手前1-3-49 TEL: 06-6910-8500	水曜日、祝日の振替日、12月29日～1月3日
大阪市立いきいき女性センター 西部館(クレオ大阪西)	大阪市此花区西九条6-1-20 TEL: 06-6460-7800	月曜日、祝休日の翌日、12月29日～1月3日)
大阪市立いきいき女性センター 南部館(クレオ大阪南)	大阪市平野区喜連西6-2-33 TEL: 06-6705-1100	月曜日、祝休日の翌日、12月29日～1月3日
大阪市立いきいき女性センター 東部館(クレオ大阪東)	大阪市城東区鴫野西2-1-21 TEL: 06-6965-1200	月曜日、祝休日の翌日、12月29日～1月3日
大阪市立いきいき女性センター 北部館(クレオ大阪北)	大阪市東淀川区東淡路1-4-2 TEL: 06-6320-6300	月曜日、祝休日の翌日、12月29日～1月3日
堺市立女性センター	堺市宿院町東4丁1-27 TEL: 0722-23-9153	月曜日、祝日、12月29日～1月5日)
吹田市立女性センター(デュオ)	吹田市出口町2-1 TEL: 06-6388-1454	月曜日、祝日（月曜日にあたればその翌日も）、12月28日～1月4日
岸和田市立女性センター	岸和田市加守町4-28-25 TEL: 0724-41-2535	水曜日、祝日、12月30日～1月4日
枚方勤労者総合福祉センター (メセナひらかた)	枚方市新町2-1-5 TEL: 072-843-5551	火曜日、12月29日～1月4日

女性センター（愛称）	住所・電話番号	休館日
摂津市立女性センター (ウィズせつ)	摂津市香露園34-1 TEL: 0726-35-1407	日曜日、第4月曜日（その日が祝日にあたれば翌日も）、祝日、12月30日～1月4日)
東大阪市立青少年婦人センター	東大阪市高井田元町1-11-17 TEL: 06-6789-5746	月曜日、祝日、12月29日～1月6日
いずみさの女性センター	泉佐野市市場東1-295-1 TEL: 0724-69-7125	日・月・祝日、12月30日～1月4日
高槻市女性センター	高槻市紺屋町1-2 TEL: 0726-85-3725	3・9月の第一日曜日、12月29日～1月3日
柏原市立女性センター (フローラルセンター)	柏原市安堂町1-35 TEL: 0729-72-1501	火曜日、12月29日～1月5日
とよなか男女共同参画推進センター(ステップ)	豊中市玉井町1-1-1-50 エトレとよなか5F、6F TEL: 06-6844-9772	水曜日、12月29日～1月3日)
茨木市男女共生センター (ローズWAM)	茨木市元町4-7 TEL: 0726-20-9920	火曜日、12月28日～1月4日

地域別

3. 婦人保護施設（大阪府立女性自立支援センター）

1) 女性自立支援センターとは

女性自立支援センターは、1956年に成立した売春防止法を根拠法とする「婦人保護設」である。同法を根拠とする婦人相談所（大阪府では女性相談センター）が各都道府県に設置することを義務付けられているのに対して、婦人保護施設は任意設置が定められているのみであるため、設置数は各都道府県によって差があり、近年では全国的に減少傾向にある。大阪府では1997年に府内3ヶ所にあった婦人保護施設を統廃合し、名称を女性自立支援センターとして開設した。

現在では、売買春からの自立を目的とする女性のみに限らず、様々な事情により行き場をなくし自立して生活することが困難な女性が生活自立や社会自立できるよう支援し、女性が女性であるがゆえに不利益を受けることがないよう、相談や情報提供などを通じて女性福祉の向上を図るため運営されている。

女性自立支援センターは、生活の拠点として利用できる施設である。費用については、無料であり、利用期限は特に定められていない。施設内では、給食サービスが受けられ、施設から働きに出ることもでき、また施設内で内勤作業に就くこともできる。乳幼児同伴や妊産婦の利用も可能である。

女性自立支援センターに入所するためには、大阪府の女性相談センターにまずは相談をし、女性相談センターの判断によって入所することが原則であるが、以下の機関から女性相談センターにつないでもらうこともできる。

- ・女性自立支援センター：緊急の場合直接相談し、女性相談センターへつないでもらうよう言う
- ・警察機関：最寄りの警察署に行き、女性相談センターへつないでもらうよう言う
- ・居住地の福祉事務所などの福祉機関：直接相談に行き、女性相談センターへつないでもらうよう言う
- ・子ども家庭センター：子ども同伴の場合、直接相談に行き、女性相談センターへつないでもらうよう言う

2) DVに対してできること

婦人保護施設は、売買春のみならず、様々な事情で生活上の困難を抱えた女性のための施設であり、暴力から逃れるために家を出て行き場をなくした女性の利用も可能である。特に近年では、婦人相談所に寄せられるDV相談の増加を受け、1999年4月に厚生省「婦人保護および母子福祉の観点から、夫などからの暴力により保護を必要とする女性に対して迅速かつ適切な対応を行うこと」を目的とする通達を出し、婦人保護施設はDVの被害を受けた女性の保護において大きな役割を果たすようになってきている。

他の理由で施設を利用している女性と同じように、施設内ではDVの被害女性も以下のような多様なサービスを受けることができる。

(1)生活自立支援

- ・生活支援

女性自立支援センターは生活施設であるため、日常生活に必要な設備や備品は揃っており、利用者でそこで共同生活を送りながら、様々なサービスを受けることができる。生活棟で心身ともに安定した生活を過ごしながら、作業室で自立に向けた職業指導が受けられる。悩み事や生活の相談に、指導員がのっている。また、大阪府女性相談センターの相談員による相談も定期的に行っている。

- ・自立支援

適性や希望に応じて職業訓練や就業先を探す支援をする。また、自立が間近に迫った人は社会復帰実習室での独立した生活が試せる。

(2)相談

必要に応じ、職員が利用者の相談に日常的にのっている。

- ・生活・就業相談

(3)情報提供

必要に応じ、様々な情報提供を受けることができる

- ・情報、図書コーナーの設置

女性に関する専門書や雑誌が閲覧できる。

- ・文化交流室の設置

女性のに関する情報や日常生活上の各種の課題についての講座や交流事業を行っている。

(4)その他

- ・生活の質の向上

カルチャー室や調理実習室、菜園を活用して自主的なサークル活動が行える。また、文化交流室で地域の人との交流が行える。

- ・妊娠婦、子ども同伴者への配慮

妊娠中や出産直後、乳幼児を連れた女性のために、子どもと共に生活ができる母子居室やプレイルームがある。

- ・退所者への支援

退所者についても必要に応じ自立生活への支援を継続して行う。

3) 所在地・連絡先

連絡先、所在地については、大阪府女性相談センターと福祉事務所に直接問い合わせるとよい。

地域別

4. 児童相談所

1) 児童相談所とは

児童相談所は、児童（0歳～18歳未満）に関する、総合的な専門相談機関である。

大阪府の「子ども家庭センター」などのように、名称が異なる自治体もあるが、内容は全国同じである。

子どもの最善の福祉を実現するために、さまざまな専門職（ケースワーカー、心理相談員、精神科医、保健婦、一時保護所指導員・保育士）が協力して、子どもとその家族からの相談に応じている。

相談できる内容は、育児に関するここと（さまざまな理由で子どもを養育できない場合や育児における悩みなど）、虐待、障害児、非行、不登校、行動や性格の問題、などである。相談の内容により、継続的なカウンセリング、家庭訪問による面接、学校や関係機関との調整、心理テスト・発達テストを基とした助言など、様々な関わりを行っている。不登校児の集団療法や郊外行事なども行っている相談所も多い。また、児童相談所長には、虐待を受けている子どもを、親から離して一時保護したり、法律的な申し立てを家庭裁判所に行う権限がある。

近隣の人や、関係機関から、「虐待ではないか」という通報を受けた場合、さまざまな調査を行い、また関係機関との連携のもとに、子どもや家族への関わり方を検討していく。

2) DVに対してできること

子どもの問題を前面に出して、家族への援助を行える立場にあるといえる。

(1) 子どもだけ安全な場所に保護してほしいとき

子どもの一時保護・施設入所が可能である。子どもにも暴力がふるわれ、加害者から離れるために保護を必要とする場合、もしくは母親が身軽に動くためにとりあえず子どもだけを預けたい場合は、緊急にでも一時保護所に入所できる。無料で、着替えなどの準備もいらない。一時保護期間はおよそ3週間程度（ただし事情により異なる）であり、それ以上となるときは、施設や里親さん宅で生活することになる。その場合は、前年の収入によって決められた負担金を支払わねばならない。また、いずれ子どもをひきとつて暮らすための、生活の準備についても、ケースワーカーに相談できる。

なお、子どもの発達や心理面が気になれば、一時保護期間中に、発達検査や心理テストを受けることもできる。

(2) 暴力による心身への影響が心配なとき

子どもの発達の遅れや、行動・性格についての心配事を相談できる。

DVの影響ではないか、どう接したらよいか、治療を受けた方がよいのか、といった心配に対し、心理テストや発達検査の予約ができる。心理相談員や精神科医により助言を受け、必要があれば、続けて面接や治療を受けることができる。あるいはより適切な、通所に便利な機関を紹介してもらうこともできる。

(3) 「虐待」に関して相談したいとき

自分や家族のしていることは子どもへの虐待ではないか、虐待をやめたい（やめさせた

い) がどうしたらよいか、といった相談ができる。親のカウンセリングと並行して、子どもの状態によっては(2)の援助を受けられる。

また、DVの加害者のもとに残してしまった子どもが虐待を受けているのではないか、あるいは知人や近隣の子どもが虐待を受けている、という相談（通報）を受けた場合、ケースワーカーが調査を行う。

虐待がひどい場合には、児童相談所長は、子どもと親を分離する法的手続きをとることがある。虐待といえるか分からぬが、養育に不安を感じる場合なども含めて、DVに関する機関には、子どものおかれている環境について留意して、児童相談所に相談されたい。

(4) 加害者に、子どもへの態度を改めてほしいとき

子どもの問題を前面に打ち出して、加害者への面接を行ってもらえる場合もある。ケースワーカーや心理相談員により、家庭訪問や継続面接を受けられる。

(5) 子どもから暴力を受けているとき

ケースワーカー、心理相談員による面接のほか、児童精神科医が対応することもある。

3) 所在地・連絡先

大阪市中央児童相談所

(一時保護所を併設)

547-0026 大阪市平野区喜連西6-2-55

tel. 06-6797-6520 fax. 6797-3494

[所管] 大阪市全域

[業務時間] 9:00~17:30

土・日、祝日、年末年始休み

[業務時間外の対応]

土・日・祝日・年末年始については、上記電話番号により対応可能

(但し 9:00~17:00)。

その時間以外は、各警察署が夜間対応電話を把握しており、緊急の一時保護が必要な場合には連絡してくれる。

[その他] 週1回、各区役所にケースワーカーが出張しており、面接や家庭訪問が可能。事前に予約した方がよい。

大阪府子ども家庭センター（7カ所。所在地、所管は下記）

〔業務時間〕 9：00～17：45

土・日・祝日、年末年始休み

〔業務時間外の対応〕

(1) 緊急の一時保護が必要な場合には、一時保護所が直接対応。

(下記、一時保護所直通電話が24時間通じる)

(2) 子ども用の相談電話として24時間フリーダイヤル有り。

学校などに冊子を配り周知している。

0120-7285-25 (なにわっこ にこにこ)

〔その他〕 子ども家庭センターの所在市と一部の町村を除き、市役所・町
村役場などにケースワーカーが出張しており、面接や家庭訪問が
可能。事前に予約した方がよい。

中央子ども家庭センター

572-0838 寝屋川市八坂町28-5

tel. 0720-28-0161 ~5, fax. 28-5319

所管：守口・四条畷・寝屋川・枚方・大東・門真・交野

池田子ども家庭センター

563-0041 池田市満寿美町9-17

tel. 0727-51-2858 fax. 54-1553

所管：豊中・池田・箕面・豊能町・能勢町

吹田子ども家庭センター

564-0072 吹田市出口町19-3

tel. 06-6389-3526 fax. 6369-1736

所管：吹田・高槻・茨木・摂津・島本町

東大阪子ども家庭センター

577-0809 東大阪市永和1-7-4

tel. 06-6721-1966 fax. 6720-3411

所管：東大阪・八尾・柏原

堺子ども家庭センター

593-8301 堀市上野芝町2-4-2

tel. 0722-79-4333 fax. 70-3406

所管：堺・和泉・高石・泉大津

富田林子ども家庭センター

584-0031 富田林市寿町2-6-1南河内府民センター内

tel. 0721-25-1172 fax. 25-1173

所管：富田林・河内長野・松原・羽曳野・藤井寺・大阪狭山・三原町・河南町
・千早赤阪村

岸和田子ども家庭センター

596-0043 岸和田市宮前町7-30

tel. 0724-45-3977 fax. 44-9008

所管：岸和田・泉佐野・貝塚・泉南・阪南・岬町・熊取町・田尻町・忠岡町

一時保護所

543-0042 大阪市天王寺区上汐町5-7-21

tel. 06-6771-6169

地域別

5. 母子生活支援施設（旧 母子寮）

1) 母子生活支援施設とは

母子生活支援施設は、児童福祉法に基づいてつくられた児童福祉施設である。配偶者に先立たれたり、離婚された方で、20歳未満の子どもを育てている母親や、これに準じた事情のある方が入所している。

施設での生活としては、各世帯単位の居室があり、台所は備え付けられている。トイレの付いているところもあるが、共同利用のところもある。風呂は、施設内にシャワー室や浴室の設置されているところもあるが、無ければ地域の銭湯を利用することになる。母親は仕事へ行き、子どもたちは母子生活支援施設から登園、登校できる。子どもたちは、学校から帰ると施設内にある学童保育で過ごし、母親の戻ってくる頃、各居室に帰っていく。仕事から帰った母親は、子どもに夕食を作り、風呂に入れて寝かしつける、というどこにでもある生活がそこにはある。

なお、それぞれの母子が安全で快適な生活を送ることができるよう、門限等の決まりごとがあり、それは施設によって異なっている。また、母親の集う機会が月1回程度、定例で行われているところもある。

施設利用料については、収入に応じて負担金のかかる場合もあるが、低所得者は無料である。

そのた、入所に対してさまざまな支援を行っている。

(1) 生活支援

深刻な問題を抱え、取るものも取り敢えず、といった状態の母子や女性に対して、経済面や生活面での相談業務を行っており、その人にあった社会資源を活用することができるよう支援している。

(2) 就労支援

転職や失職にさらされた女性への支援として、関係機関と連絡を取り合い、相談や援助を行っている。

(3) 保育支援

働く意欲のある母親への支援として、乳幼児の保育を行っている。

(4) 学童保育

夫などからの暴力を受けた女性の子どもたちも、その被害を直接的、あるいは間接的に被っています。そういう子どもたちに対して、職員が関わりを持ち、共に子どもを見守りつつ、支えている。

(5) 関係諸機関との連携

夫などから逃れたとはいえ、即、安心して生活できるとは言えない。追跡からの不安を取り除くため、措置機関である福祉事務所とは連絡を取り合い、転校を余儀なくされた子どもたちに起こり得る諸問題に対しては、速やかに学校と連絡・調整を行うなど、関係諸機関との連携を図っている（コラム：就学支援P. 参照）。

2) DVに対してできること

暴力を受けた女性やその子どもたちは、母子生活支援施設で相談や援助を受けながら、生活をすることができる。また、特別な事情から緊急に保護を必要とする方には入所、一時保護が可能である。その他、夫の暴力などから逃れるために、広域措置という制度を利用することもできる。

(1) 大阪市緊急一時保護

一時保護の内容は、施設における居室の提供と相談業務である。相談窓口は原則として福祉事務所である。

①緊急生活資金：生活困窮の状況に応じて現金が貸与される。1人1日1,000円以内。

②日用品：シャンプー、リンス、歯磨き、石鹼、洗剤、タオル、ゴミ袋、トイレットペーパーなど日常生活に必要な物が用意されている。

③居室には、寝具、家具、電化製品、食器などがひとつおり揃っている。

(2) 広域措置

母親や子どもが、他府県の母子生活支援施設へ移ることでDVの加害男性の追跡を断ち、新しい環境のもと生活が始まられるよう、援助するものである。原則として、居住地の福祉事務所に申請する。

3) 利用するときの相談窓口

大阪市の場合：各区役所 健康福祉サービス課

大阪府下の場合：各福祉事務所

(休日〈土・日・祝日〉や時間外の場合は児童相談所・警察に相談)

地域別

6. 児童養護施設

1) 児童養護施設とは

児童養護施設とは、児童福祉法に定められた児童福祉施設である。児童福祉施設への入所は、0歳～2歳未満の子どもは乳児院、2歳以上の子どもは児童養護施設になる。乳児院には保育士・看護婦、児童養護施設には保育士・児童指導員が配置されており、24時間体制で子どものケアを行っている。子どもは保護者と離れ、日常生活の場が、家庭から施設へ移り集団生活を送る。

児童養護施設では子どもを保護すると共に、児童相談所（子ども家庭センター）や関係機関と連携をとりながら、家庭環境調整を行っている。

2) DVに対してできること

乳児院・児童養護施設は、子どもの入所施設である。そのため母子での入所はできない。暴力が子どもにまで及んでいる場合の子どもの安全確保、母親の生活が安定するまで子どもを預けたい等の理由により、乳児院・児童養護施設を利用することができる（利用の詳細に関しては児童相談所の項を参照）。

(1) 入所（措置）

身の回りの衣服などの準備が必要であるが、緊急の場合は不十分でも構わない。乳児院・児童養護施設入所の場合は、前年度の収入によって決められた負担金が必要である。負担金は全体で18階層の区分が設けられている。A階層は、生活保護法による被保護世帯で、負担金はない。B階層は、市町村民税非課税世帯（前年中において所得を有しなかった者、障害者、未成年者、老年者または寡婦で前年中の所得が一定額以下の者等）で月額負担金は2,200円である。C階層は、市町村民税の所得割課税額の有無に応じて2区分が設けられている。市町村民税均等割（その住民として一定の者を除いて当然賦課される）者は月額負担金は4,500円であり、所得割者の月額負担金は6,500円である。D階層は、所得課税額の多寡に応じて14区分が設けられている（平成9年度版 児童保護措置費手帳、厚生省家庭局監修より抜粋）。月額負担金は乳児院・児童養護施設に支払うのではなく、各児童相談所（子ども家庭センター）から通知が届き、行政に支払う。

入所の際問題となるのは、健康保険証、住民票、学籍等の異動である。異動の手続きによって、夫に子どもの居場所が知られる場合もあるため、児童相談所（子ども家庭センター）、施設とよく話し合うことが必要である。これらの異動をせずに病院受診、登校ができる場合もある。

外出や面会、外泊等は児童相談所の許可が必要な場合がある。電話の取り次ぎや職員から子どもの様子を聞く程度は差しつかえない。入所時に、夫からの面会や電話等を避ける場合は、その旨を施設職員に伝えておく。

(2) ショートステイ・一時保護

ショートステイの判断は児童相談所（子ども家庭センター）、一時保護は市町村事業である。

夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合や病気、仕事などの事情で一時的な

養育困難となった場合に、児童福祉施設等において一定期間、子どもを養育・保護ができる。利用期間は原則として1週間程度で、所得や年齢に応じて、利用料金の一部負担がある。準備等は日常生活を送る上で必要な物は揃えておくことが望ましいが、緊急の場合は相談に応じることができる。健康保険証、住民票、学籍等の異動は不要である。

母子共に保護を希望する場合には、市町村事業となるため、各福祉事務所に相談が必要である。

乳児院・児童養護施設は、子どもの入所施設である。そのため母子での入所はできない。暴力が子どもにまで及んでいる場合の子どもの安全確保、母親の生活が安定するまで子どもを預けたい等の理由により、乳児院・児童養護施設を利用することができる（利用の詳細に関しては児童相談所の項を参照）。

3) 所在地・連絡先

児童福祉施設の入所やショートステイの手続きは原則として児童相談所（子ども家庭センター）が行う手続きである。まず、母親が児童相談所（子ども家庭センター）に相談することから援助が始まる。児童相談所（子ども家庭センター）が適当と判断した施設へ入所することになるので、個人的に各施設へ連絡しても入所はできない。そのため、ここでは所在地・連絡方法は省略する。尚、2000年9月現在で大阪市・府下には7カ所の乳児院と27カ所の児童養護施設が設置されている。

地域別

7. 保健所・保健センター

1. 保健所・保健センターとは

保健所は、国民の健康権（憲法第25条）に基づき、国民の健康の保持増進をはかるために、地方公共団体（都道府県・市町村）が行う保健衛生行政・環境保全行政の公の活動、すなわち疾病の早期発見と予防、健康診査や健康相談・指導などを通しての住民の健康管理、住民の生活環境に大いに関係する食品衛生、環境衛生での監視指導などの公衆衛生活動の中心的機関であり、施設開設などの許認可権限を持ち、地域保健法（旧保健所法）に規定される行政機関で、保健所長は医師と規定されている。

また、保健所には都道府県が設置し、市町村を所管する都道府県保健所と、政令指定都市や中核市、地域保健法に基づく政令市、および東京都の23特別区で設置され、それぞれが直轄する政令市保健所がある。大阪府地域では、大阪市が政令指定都市、堺市が中核市、東大阪市が政令市であり、それぞれ独自に保健所（政令市保健所）を持つ。都道府県保健所と政令市保健所の地域保健活動には差があり、都道府県保健所での対人保健活動の多くの部分は各市町村が設置する市町村保健センターとの連携で行われてきたが、政令市保健所では全ての対人保健活動を保健所独自で行う保健所がほとんどであった。

保健センターは、多様化し、高度化する対人保健活動に対応するため、全国の市町村に対して設置が進められてきたもので、一般的には市町村保健センターと呼ばれ、地域保健法で法的根拠も明確になった。この市町村保健センターは、地域住民に身近な健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導などの対人保健サービスを行うための拠点となるもので、保健所のような行政機関ではなく、市町村レベルでの健康づくり活動を効率的に展開する施設であり、所長は医師でなくてもよい。

地域保健活動業務として、母子保健・老人保健に基づく検診・健康診査・健康相談や訪問指導事業、精神保健にかかる相談や教室などでの指導・訓練事業、難病対策や結核・性病などの感染症対策事業、定期予防接種事業、子育て支援や機能訓練事業、健康づくり事業などの対人保健活動と、食品衛生・環境衛生に係る関係営業施設の監視指導・衛生知識の普及・啓発、環境保全に関する苦情処理や啓発などの対物保健活動がある。

地域保健法の制定以後は、新たに母性や乳幼児に対する訪問指導・健康診査、1歳半・3歳児健診や定期予防接種、栄養相談が市町村に委譲されることになり、ほとんどの対人保健の実際的な活動の場は市町村保健センターが行うことになり、都道府県保健所は市町村への人的・技術的支援、情報収集や調査研究の役割を担うことになった。政令市保健所では、今回市町村に委譲された事業は従来から行っており、制定前の対人保健活動を主体に、情報収集や調査研究などの保健所機能の強化を図りながら、地域保健活動が行われている。対物保健活動には国民の健康と生活の安全を維持・増進するための規制的行為も多く、食品・環境衛生施設の営業や開設に係る許可申請・届出・交付、各種免許申請の受付、病院など医療機関や各種診療所・施術所の開設許可・医療監視・監視指導などを行う。

このような業務を行うための保健所職員として、医師、（歯科医師）、薬剤師、獣医師、保健婦〔士〕、（助産婦）、看護婦、精神保健福祉相談員、栄養士、（歯科衛生士）、（放射線検査技師）、（臨床検査技師）、（衛生検査技師）、食品衛生監視員、環境衛生監視員などの専門職種、その他に必要な事務職員が配置されている〔（ ）内職種は必ずしも常勤ではない

保健所あり]。一方、保健センターの職員は保健婦[士]が中心で、栄養士、歯科衛生士、助産婦、看護婦、(医師)などが配置されている。

大阪府地域でも、平成12年4月から、地域保健法に基づいた大きな改革がなされた。大阪府は22保健所7支所を、保健衛生の機能強化をはかり、健康づくりを進める専門的・広域的拠点として、15の地域保健法上の保健所を含む29の『府民健康プラザ』を設置し、保健所の名称が変更された。大阪市では、専門的・技術機関として、保健衛生対策の向上や安全な生活環境を確保するため、全市域を対象とした保健所として、環境衛生、食品衛生、環境保全の一貫した監視指導・許可など実施し、広域な結核対策・感染症対策、医療指導などを行うべく、1保健所(大阪市保健所)を新しく設置し、従来の24区保健所は各区保健センター(所長は医師)となった。堺市は5保健所2保健センターが1保健所6保健センター(所長は医師)、東大阪市は3保健所が1保健所3保健センター(所長は事務職)になり、共に保健センター業務は対人保健活動が主となっている。

大阪府地域においては、現在、形の上では44市町村81市町村保健センターが活動していることになるが、業務的に考えると堺市保健センターや東大阪市保健センターは市町村保健センターとほぼ同じ機能であるが、大阪市保健センターは少し意味合いが違い、以前の保健所機能を引き継ぐ形態を持つ保健センターになっている。

保健所、保健センターは、地域保健活動での役割分担に違いはあるものの、基本的には地域住民の健康保持・増進と安全な生活を守るための中心的な機関で、保健衛生活動のみならず、医療・福祉への繋ぎのできる立場から、種々相談に応じられる窓口と言える。

2. DVに対してできること

大阪府地域のいずれの保健所・保健センターにも保健婦の他に、精神保健福祉相談員(P SW)が配置されている。保健婦(士)やP SWは、種々の健康相談、精神保健相談や措置、虐待や発達障害児などの事例を通して、児童相談所、家庭児童相談室、医療機関、シェルターや警察とも連携が密であり、DV相談には十分に対応可能である。

DV被害の直接的な相談は勿論であるが、乳幼児健診での児に認められる理由不明確な外傷や発達の遅れ、保護者(多くは母親)の子育てや保育態度などからの保育過誤(拒否など)、児の健診の場における母親の態度からみての適切な問診などにより、医師や保健婦が児童虐待やその影にあるDV被害を発見できる可能性がある。また、精神障害やアルコール依存に係る相談や家族教室などから、P SWがDVを発見する可能性も高い。すなわち、医師、保健婦やP SWがDVに対する十分な知識と発見技術を持った場合には、DVスクリーニングができる可能性の高い機関である。

また、訪問指導事業業務により、家庭訪問ができる立場にある機関であるので、家庭訪問を状況把握や観察、事後のケアにも有効に利用できる。

まだ職員にDVに対する十分な認識があるとは言えない現状を考えると、研修などを今後積極的に行う必要があるであろう。

3. 所在地・連絡方法

以下に、大阪府下の保健所・保健センターの所在地と電話番号を記す。

大阪府保健所・保健センター（府民健康プラザ）

府民健康 プラザ名	所管区域	所在地住所	電話番号
☆池田	※ 池田市、豊能町 (箕面市)、(能勢町)	〒563-0041 池田市満寿美町3-19	0727-51-2990
能勢	能勢町	〒563-0361 豊能郡能勢町今西204-1	0727-34-0039
箕面	※ 箕面市	〒562-0036 箕面市船場西1-11-35	0727-29-3233
☆豊中	※ 豊中市	〒560-0881 豊中市桜塚4-11-1	06-6849-1721
☆吹田	※ 吹田市	〒564-0072 吹田市出口町19-3	06-6339-2225
千里	千里地区	〒565-0862 吹田市津雲台1-1-D5-201	06-6834-5136
☆茨木	※ 茨木市	〒567-8585 茨木市大住町8-11	0726-24-4668
摂津	摂津市	〒566-0034 摂津市香露園32-6	0726-35-6289
☆高槻	※ 高槻市、島本町	〒569-0802 高槻市北園町6-29	0726-81-1221
☆枚方	※ 枚方市	〒573-0027 枚方市大垣内町2-2-2	072-845-3151
☆寝屋川	※ 寝屋川市	〒572-0838 寝屋川市八坂町28-3	072-829-7771
☆守口	※ 守口市、(門真市)	〒570-0066 守口市梅園町4-15	06-6903-0031
門真	※ 門真市	〒571-0055 門真市中町2-3	06-6903-0031
☆四条畷	※ 四条畷市、交野市	〒575-0034 四条畷市江瀬美町1-16	072-878-1021
大東	※ 大東市	〒574-0028 大東市幸町8-8	072-871-9191
☆八尾	※ 八尾市、(柏原市)	〒581-0006 八尾市清水町1-2-5	0729-96-0661
柏原	柏原市	〒582-0009 柏原市大正1-9-51	0729-71-2001
☆藤井寺	※ 藤井寺市	〒583-0024 藤井寺市藤井寺1-8-36	0729-55-4181
松原	※ 松原市	〒580-0044 松原市田井城1-1-2	0723-35-7117
☆富田林	富田林市、太子町、 河南町、千早赤阪村、 (河内長野市)、(大阪 狭山市)、(美原町)、	〒584-0031 富田林市寿町3-1-35	0721-23-2681
河内長野	河内長野市	〒586-0024 河内長野市西之山町21	0721-53-1131
狭山	※ 大阪狭山市、美原町	〒589-0005 大阪狭山市狭山1-862-5	0723-65-1821
☆和泉	和泉市、(泉大津市)、 (高石市)、(忠岡町)	〒594-0071 和泉市府中町6-12-3	0725-41-1342
泉大津	泉大津市、忠岡町	〒595-0061 泉大津市春日町23-3	0725-32-4001
高石	高石市	〒592-0011 高石市加茂4-1-1	0722-65-0600
☆岸和田	岸和田市、(貝塚市)	〒596-0076 岸和田市野田町3-13-1	0724-22-5681
貝塚	※ 貝塚市	〒597-0072 貝塚市畠中1-18-8	0724-32-6432
☆泉佐野	泉佐野市、(泉南市)、 (阪南町)、熊取町、 田尻町、(岬町)	〒598-0001 泉佐野市上瓦屋583-1	0724-62-7701

尾崎 ※ 泉南市、阪南町、岬町 〒599-0201 阪南市尾崎町1-10-7

0724-71-6001

☆印の府民健康プラザは、地域保健法上の保健所。

※印の府民健康プラザは、食品衛生や環境衛生に係る許認可の受付や相談業務を行なう。

大阪市保健所・保健センター

保健所・保健センター名	所在地住所	電話番号
大阪市保健所	〒545-0051 阿倍野区旭町1-2-7-1000号 (あべのメイティックス 10F)	06-6647-0662
北保健センター	〒530-0025 北区扇町2-1-27	06-6362-1200
都島保健センター	〒534-0027 都島区中野町5-15-21	06-6925-5050
福島保健センター	〒553-0006 福島区吉野3-17-23	06-6464-3001
此花保健センター	〒554-0021 此花区春日出北1-8-4	06-6463-1234
中央保健センター	〒541-0056 中央区久太郎町1-2-27	06-6267-0301
西保健センター	〒550-0013 西区新町4-5-14	06-6532-4041
港保健センター	〒552-0012 港区市岡1-15-25	06-6571-1425
大正保健センター	〒551-0003 大正区千島2-7-95	06-6553-5121
天王寺保健センター	〒543-0002 天王寺区上汐4-3-2	06-6772-0301
浪速保健センター	〒556-0012 浪速区敷津東1-1-30	06-6649-0833
西淀川保健センター	〒555-0024 西淀川区野里3-3-36	06-6471-6971
淀川保健センター	〒532-0023 淀川区十三東1-18-31	06-6303-0505
東淀川保健センター	〒533-0014 東淀川区豊新2-1-4	06-6327-6185
淡路出張所	〒533-0023 東淀川区東淡路4-19-1	06-6322-0101
東成保健センター	〒537-0014 東成区大今里1-19-29	06-6972-0555
生野保健センター	〒544-0021 生野区勝山南3-1-35	06-6712-1001
旭保健センター	〒535-0013 旭区森小路2-5-26	06-6954-6801
城東保健センター	〒536-0005 城東区中央3-5-11	06-6939-4331
鶴見保健センター	〒538-0052 鶴見区横堤5-4-19	06-6912-6281
阿倍野保健センター	〒545-0004 阿倍野区文の里1-1-40	06-6629-1531
住之江保健センター	〒559-0002 住之江区浜口東3-5-16	06-6674-0101
住吉保健センター	〒558-0042 住吉区殿辻1-4-8	06-6694-6661
東住吉保健センター	〒546-0032 東住吉区東田辺1-13-4	06-6629-7400
矢田出張所	〒546-0023 東住吉区矢田6-7-12	06-6697-2671
平野保健センター	〒547-0033 平野区平野西3-5-5 (仮庁舎)	06-6702-2755
西成保健センター	〒557-0032 西成区池1-6-13	06-6649-2800

堺市保健所・保健センター

保健所・保健センター名	所在地住所	電話番号
堺市保健所	〒590-0953 堀市甲斐町東3丁2-6	0722-22-9936

堺市北保健センター	〒591-8021 堺市新金岡町4丁1-5	0722-53-0002
堺市西保健センター	〒593-8325 堺市鳳南町4丁444-1	0722-71-2012
堺市堺保健センター	〒590-0953 堺市甲斐町東3丁1-13	0722-38-0123
ちめが丘保健センター	〒590-0822 堺市協和町3丁128-4	0722-41-6484
堺市南保健センター	〒590-0105 堺市竹城台1丁6-1	0722-93-1222
堺市中保健センター	〒599-8236 堺市深井沢町2470-7	0722-70-8100
堺市東保健センター	〒599-8112 堺市日置荘原寺町195-1	0722-87-8120

東大阪市保健所・保健センター

保健所・保健センター名	所在地 住 所	電 話 番 号
東大阪市保健所	〒577-0034 東大阪市御厨南2-3-45	06-6618-3600
東大阪市東保健センター	〒579-8048 東大阪市旭町1-1	0729-82-2603
東大阪市中保健センター	〒578-0941 東大阪市岩田町3-1-2	0729-65-6411
東大阪市西保健センター	〒577-0054 東大阪市高井田元町2-8-27	06-6788-0085

市町村保健センター

保 健 セ ン タ ー 名	所 在 地 住 所	電 話 番 号
豊能町立保健センター	〒563-0103 豊能郡豊能町東ときわ台1-2-6	0727-38-3813
豊能町立保健福祉総合施設 豊慈プラザ	〒563-0101 豊能郡豊能町吉川187	0727-33-2291
能勢町保健福祉センター	〒563-0351 豊能郡能勢町栗栖82-1	0727-31-2150
箕面市医療保健センター	〒562-0014 箕面市萱野5-1-14	0727-29-1981
豊中市立保健センター	〒561-0826 豊中市島江町1-3-14-101	06-6332-8555
吹田市立保健センター	〒564-0072 吹田市出口町19-2	06-6339-1212
茨木市健康増進センター	〒567-0031 茨木市春日3-13-5	0726-21-5901
摂津市立保健センター	〒566-0034 摂津市香露園32-19	0726-33-1171
総合保健福祉センター	〒569-0052 高槻市城東町5-1	0726-61-9100
西部地域保健センター	〒569-0814 高槻市富田町2-4-1	0726-96-9460
島本町ふれあいセンター	〒618-0022 三島郡島本町桜井3-4-1	075-961-1122
枚方市立保健センター	〒573-1197 枚方市禁野本町2-13-13	072-840-7221
寝屋川市立保健センター	〒572-0838 寝屋川市八坂町28-13	072-828-3931
守口市民保健センター	〒570-0083 守口市京阪本通2-15-6	06-6992-2217
門真市立健康管理センター	〒571-0055 門真市中町1-30	06-6903-3000
四条畷市立保健センター	〒575-0052 四条畷市中野3-5-28	072-877-6963
交野市保健福祉総合センター	〒576-0034 交野市天野が原町5-5-1	072-893-6400
大東市保健医療福祉センター	〒574-0028 大東市幸町8-1	072-875-2664
八尾市立保健センター	〒581-0833 八尾市旭ヶ丘5-85-16	0729-93-8600
柏原市立健康福祉センター	〒582-0018 柏原市大県4-15-35	0729-73-5516

柏原市立保健センター分室	〒582-0021 柏原市国分本町2-7	0729-78-6001
藤井寺市立保健センター	〒583-0033 藤井寺市小山9-409-2	0729-39-1112
羽曳野市立保健センター	〒583-0857 羽曳野市菅田4-2-3	0729-56-1000
松原市立保健センター	〒580-0044 松原市田井城3-104	0723-36-7100
富田林市立保健センター	〒584-0082 富田林市向陽台1-3-35	0721-28-5520
河内長野市立保健センター	〒586-0012 河内長野市菊水町2-13	0721-55-0301
大阪狭山市立保健センター	〒589-0032 大阪狭山市岩室1-97-3	0723-67-1300
太子町立保健センター	〒583-0992 南河内郡太子町大字山田101	0721-98-0300
河南町立保健センター	〒585-0014 南河内郡河南町大字白木1256-1	0721-93-2500
三原町立みはら健康推進センター	〒587-0002 南河内郡三原町黒山782-11	0723-62-8681
和泉市立保健センター	〒594-0071 和泉市府中町4-22-5	0725-44-1001
泉大津市立保健センター	〒595-0013 泉大津市宮町2-25	0725-33-8181
高石市立総合保健センター	〒592-0002 高石市羽衣4-4-26	0722-67-1160
高石市立保健センター	〒592-0011 高石市加茂1-20-12	0722-65-5171
忠岡町保健センター	〒595-0000 泉北郡忠岡町町民運動場内	0725-22-1122
岸和田市立保健センター	〒596-0045 岸和田市別所町3-12-1	0724-23-8811
貝塚市立保健センター	〒597-0072 貝塚市島中1-18-8	0724-23-8050
泉佐野市保健センター	〒598-0002 泉佐野市中庄1102	0724-63-6001
熊取町保健福祉センター	〒590-0451 泉南郡熊取町野田1-1-8	0724-53-0494
田尻町総合保健福祉センター	〒598-0091 泉南郡田尻町大字嘉祥寺883-1	0724-66-8811
田尻町立保健センター	〒598-0091 泉南郡田尻町大字嘉祥寺375-1	0724-66-5013
泉南市立保健センター	〒590-0504 泉南市信達市場1584-1	0724-82-7615
阪南市立保健センター	〒599-0203 阪南市黒田263-1	0724-72-2800

地域別

8. 医療機関

1) 救急医療編

(1) 日本の救急医療システム

まず日本の救急医療のシステムについて説明しよう。1963年に消防隊による救急搬送業務の法制化に端を発し、1964年には厚生省が救急告示病院等を定める省令を発表した。以後、救急医療の必要性が増し、とくに休日や夜間での急病、外傷（けが）患者をたらい回しすることなく受け入れるような救急医療体制の見直しが呼ばれるようになった。これを受けて厚生省は1977年救急医療対策事業要綱を発表した。これにより初期（一次）、二次、三次という救急医療体制の区分けが実施されるようになり現在に至っている。

①初期救急医療機関（一次）

主に地域の急病対策として、休日や夜間においても地域住民が気軽に受診することができる医療機関である。市町村が設置する休日夜間急患センターと地区医師会が実施する在宅当番医制から構成され、主に入院を必要としない患者を対象とする。したがってDVでけがを負った場合、それが夜間や休日であり、けがが軽症であったときなど利用可能な医療機関である。

②二次救急医療機関

二次救急医療機関は入院治療を必要とする重症救急患者を対象としている。したがって初期救急医療機関を受診しても入院の必要があると判断されれば二次病院へ転送されることもある。二次救急医療機関は24時間体制で救急医療を提供する医療機関であり、“救急病院・救急診療所”と呼ぶ。また各地区で夜間、休日をいくつかの病院で分担してカバーする輪番制をとっている地域があり、当番日だけ救急患者を受け入れる病院を“輪番制病院”と呼ぶ。急病やけがで救急隊を呼んだ場合、救急隊員の判断で二次病院に搬送してくれる。

③三次救急医療機関（救命救急センター）

三次救急医療機関は二次救急医療機関で対応できない重篤な救急患者（例えば、心筋梗塞、脳卒中、頭部外傷、多発外傷など）に対し、高度な医療を提供する医療機関であり、これらを救命救急センターと呼称している。救命救急センターは365日24時間常時受け入れ可能な体制をとっており、ICU、CCUを備え、重篤で命に関わるような疾病、外傷に対し専門的な治療を行っている。そのため救命救急センターは救急医療の“最後の砦”としての責務を負っており、現在全国に153ヶ所の救命救急センターが設置されている。通常救命救急センターに搬送されるのは、二次病院で対応不可能と判断されたり、あるいは救急車を要請した場合に同乗している救命救急士が救命救急センターへ運んだ方がよいと判断した場合であり、個人的に救命救急センターに直接受診することは原則的にできない。

(2) DVに対してできること

① DVによる外傷の治療

DVにより身体的な外傷を負った場合、医療機関を受診することになるが、夜間や休日であれば救急医療機関を利用することとなる。この際医療機関側がDVによる被害であることを認識し、対処してくれるかというと現在のところ不十分であるとしか言いようがない。1999年4月に報告された“夫・恋人からの暴力を防ぐためのネットワークに関する調査報告書”（夫・恋人からの暴力を考える研究会）によると、DVに対する認識、対応とも医療機関が最も低い結果となっている。したがって医療機関を受診してもケガに対する治療は通常通りなされるが、DVによる被害であることを認識し、対応してくれることは期待できないのが現状である。しかし最近DVに対する社会的認識も高まっており、施設によってはMSW（メディカルソーシャルワーカー）が対応してくれる場合もある。

② 入院中の面会

DVにより入院が必要な外傷を負った場合、加害者である夫・恋人の面会をどうするかという問題もあるが、面会したくないとのことを病院側に告げれば対処してくれる場合もある。

③ 医療費

医療費の問題であるが、通常は事務から家族に連絡が行き請求されることになるが、お金や保険証を持たずに家を出て、なおかつ夫や恋人に居場所を知られたくない場合は、事務所を通じて、あるいは医療相談室があればMSWを通じて福祉事務所などの関係機関に相談することができる。

④ 訴訟、裁判対策

医療機関を受診した場合、後の裁判に備えて、顔を入れた全体の写真やそれぞれの傷の写真、診断書などをとておくと良い。

(3) 所在地・連絡先

夜間あるいは休日に診療している一次救急医療機関で、外科、小児科を見てもらえる施設を示す。その他自宅に近い救急医療施設に関する情報は大阪府救急医療情報センター（TEL 06-6765-9099）で教えてくれる。

地域別

診療所名	所在地	電話番号	診療科目	受付時間
大阪市救急医療事業団				
中央急病診療所	大阪市西区新町 4-10-13	06-6534-0321	内・小・耳・眼	17:00-5:30
都島休日急病診療所	大阪市都島区都島南通 1-24-23	06-6928-3333	内・小	10:00-16:30
西九条休日急病診療所	大阪市此花区西九条 5-3-43	06-6464-2111	内・小	10:00-16:30
十三休日急病診療所	大阪市淀川区十三東 1-11-26	06-6304-7883	内・小	10:00-16:30
今里休日急病診療所	大阪市東成区大今里西 3-6-6	06-6972-0767	内・小	10:00-16:30
沢之町休日急病診療所	大阪市住吉区千躰 2-2-6	06-6672-6021	内・小	10:00-16:30
中野休日急病診療所	大阪市東住吉区中野 3-2-12	06-6705-1612	内・小	10:00-16:30
(財)豊中市医療保健センター診療所	豊中市上野坂 2-6-1	06-6848-1661	内・小・歯	9:30-16:30
豊中市立保健センター	豊中市島江町 1-3-14-101	06-6332-8558	内・小・歯	9:30-16:30
吹田市立体日急病診療所	吹田市津雲台 1-1-D5	06-6834-5871	内・小・外・歯	9:30-11:30 13:00-16:30
(財)池田市医療センター休日急病診療所	池田市鉢塚 1-2-1	0727-52-1551	内・小・歯	9:30-11:30 13:00-16:30
(財)箕面市医療保健センター付属休日急病診療所	箕面市萱野 5-1-14	0727-29-1981	内・小・歯	9:30-11:30 12:30-16:30
(財)大阪府三島救急医療センター高槻島本夜間休日応急診療所	高槻市南芥川町 11-1	0726-83-9999	内・小・外・歯	10:00-12:00 14:00-16:30 19:00-翌6:30
摂津市立体日応急診療所	摂津市香露園 32-17	0726-33-1171	内・小	9:30-11:30 13:00-16:30
(財)茨木市保健医療センター付属急病診療所	茨木市春日 3-13-5	0726-25-6685	内・小・歯	10:00-11:30 13:00-16:30 21:00-翌6:30
北河内夜間救急センター	寝屋川市豊野町 15-10	072-821-3003	内・小	21:30-翌0:30
寝屋川市立保健福祉センター診療所	寝屋川市池田西町 28-22	072-828-3931	内・小・歯	9:30-11:30 12:30-16:30
守口市医師会内科小児科	守口市大宮通 1-13-7	06-6998-	内・小	10:00-12:00

休日応急診療所		9970		13:30-15:00 15:30-16:30
門真市立体日診療所	門真市中町 1-30	06-6903-3000	内・小・歯	10:00-11:30 13:00-16:00
枚方休日急病診療所	枚方市大垣内町 2-9-19	072-845-2656	内・小	9:40-11:30 12:40-16:30
市立枚方市民病院	枚方市禁野本町 2-14-1	072-847-2821	内・小・外	9:00-翌9:00
四条畷市休日診療所	四条畷市中野 3-5-28	072-877-1231	内・小	9:30-11:30 13:30-15:30
大東市立体日診療所	大東市幸町 8-1	072-874-5110	小	10:00-11:30 13:00-15:30
交野市立体日急病診療所	交野市天野が原町 5-5-1	072-891-8124	内・小・歯	10:00-14:00
東大阪市休日急病診療所	東大阪市西岩田 4-4-38	06-6789-1121	内・小・歯	10:00-11:30 13:00-16:30
八尾市休日急病診療所	八尾市旭ヶ丘 5-85-16 (八尾市保健センター内)	0729-93-8600	内・小・歯	10:00-11:30 13:00-15:30 17:00-20:30
市立松原病院	松原市田井城 1-1-12	0723-32-1434	内・小	24時間診療
市立柏原病院	柏原市法善寺 1-7-9	0729-72-0885	内・小・外	9:00-16:00 (内科・外科は終日診療)
藤井寺市立保健センター休日急病診療所	藤井寺市小山 9-4-33	0729-39-7194	内・小・歯	10:00-12:00 13:00-16:00
羽曳野市立保健センター休日急病診療所	羽曳野市菅田 4-2-3	0729-56-1000	内・小・歯	10:00-12:00 13:00-16:00
富田林市立体日急病診療所	富田林市向陽台 1-3-38	0721-28-1333	内・小・歯	10:00-11:30 13:00-16:30
狹山・美原医療保険センター内科小児科休日急病診療所	狹山市東野東 1-500-1	0723-66-7775	内・小・歯	9:30-11:30 13:00-16:30
河内長野市立体日急病診療所	河内長野市菊水町 2-13	0721-55-0300	内・小・歯	9:30-11:40 13:00-15:40
堺市宿院急病診療センター	堺市甲斐町東 3-2-6	0722-23-6170	内・小・眼・耳	9:00-11:00 12:45-16:30
高石市保健医療センター付属休日急病歯科診療所	高石市加茂 1-20-12	0722-65-5171	内・小・歯	9:30-11:30 13:00-16:30
和泉市立体日急病診療所	和泉市府中町 4-22-5	0725-45-7337	内・小・歯	10:00-11:30 13:00-16:30

岸和田市立体日診療所	岸和田市荒木町 1-1-51	0724-43-5940	内・小・ 歯	8:45-11:30 12:45-15:30
貝塚市立体日急患診療所	貝塚市畠中 1-18-8	0724-32-1453	内・小・ 歯	10:00-12:00 13:00-16:00
泉大津市立体日急病診療所	泉大津市宮町 2-25	0725-33-8184	内・小・ 歯	9:30-12:00 13:00-16:30
泉佐野・熊取・田尻休日診療所	泉佐野市湊 1-1-30	0724-64-6040	内・小	10:00-12:00 13:00-16:30

内：内科、小：小兒科、外：外科、歯：歯科

2) 産婦人科編

(1) 産婦人科とは

産婦人科は女性を対象とする診療科であり、病院あるいは診療所として開設されている。産婦人科として標榜されていることが多いが、不妊外来や更年期外来などの専門分野に特化したり、また、内科を同時に標榜していることがある。大病院では、妊娠を対象とする産科と子宮や卵巢などの女性性器疾患を対象とする婦人科に分かれていることがあり、一方、診療所では妊娠を取り扱わない施設が増加している。また、レディースクリニックやマタニティクリニックといった呼称が用いられることがある。

産婦人科は、DVを受けた被害者が最初に受診することの多い診療科であるため、DVに接する機会が比較的多いと考えられる。

(2) DVに対してできること

ほとんどはDVの結果として生じる疾患を取り扱うことになり、予防ケアの役割を果たす。診療における注意点を表1、表2に示したが、患者に安心感を与え信頼感を伝えられることによって十分なコミュニケーションをとることが大切である。妊娠中にDVが顕在化することが多い理由の1つとして、妊娠中は定期健康診査が頻繁にあり、医師や助産婦との接触が密であり、患者の置かれている環境を把握しやすい状況にあることが考えられる。DVをスクリーニングするために、米国産婦人科学会は表3に示した質問法を全患者に行うことを勧めている。

産婦人科医のできることとして、以下の4項目があげられる。

- ①患者の身体的・心理的状態を評価すること
- ②DVの関連機関・関連施設を紹介すること
- ③患者に対して精神的にサポートすること
- ④必要ならばシェルターに紹介すること

いずれの専門分野を標榜していても、患者の身体的評価と疾患がある場合の治療に関しては概ね対応が可能である。医療機関にMSWが常駐している場合、より緊密な対応が可能である。

表1. 診療における注意点

- ・DVによって女性は様々な身体的あるいは精神的反応を示し、また、外来を受診する時期は様々であり、特徴的な症状や所見はない。
- ・医師の注意深い慎重な対応と、DVを念頭に置いた診療が必要である。
- ・患者へのアプローチの方法に留意し、安心感を与え信頼感を伝えられるようにする

表2. DVの存在を疑わせる指標

一般的所見	
<ul style="list-style-type: none"> ・「私は叩かれた」という発言 ・原因のあいまいな表現 ・原因の矛盾する表現 ・発生からの時間の遅れ ・複数の損傷 ・様々な治癒段階の損傷の存在 ・うつ状態と自殺の企図 ・不安とパニック障害 ・反復性の身体徵候 ・薬物乱用・アルコール乱用 ・摂食障害 ・敵意のある、非協力的な態度 	
婦人科的所見	産科的所見
<ul style="list-style-type: none"> ・HIVを含むSTD ・意図しない妊娠 ・慢性骨盤痛 ・性機能不全 ・再発する膀胱炎 ・月経前ストレス症候群 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠健診受診の遅れ、予約を守らない ・薬物の使用と乱用 ・複数の、反復する訴え ・体重増加不良、栄養障害 ・切迫早産 ・低出生体重児の分娩 ・胎児損傷・死亡 ・母体の損傷
間接的な手がかり	診察時の態度
<ul style="list-style-type: none"> ・事故にあいやすい ・未熟な人格 ・ヒステリック ・心身症様の訴え ・広範な不安症状の訴え ・助けを拒絶する態度 ・マゾヒズム 	<ul style="list-style-type: none"> ・平坦な情動、感情鈍麻 ・困惑する ・ためらう ・視線を合わせるのを避ける ・怯える ・はぐらかそととする ・敵意がある ・検査中の解離または脱出

(Interview: Women battering: it can happen anywhere. Contemp Obstet Gynecol 42 (5):78, 1997.)

表3. DVのスクリーニング

DVをスクリーニングし、診断することが最も大切である。日常の診療ではDVを受けても女性が医療従事者に明らかにする機会が少ないので、直接、女性に質問し確認するのが最も有用である。

ACDG（米国産婦人科学会）はDVのスクリーニングに有用な簡単な3つの質問をあげている。

- ①過去1年間、あるいは妊娠してから、あなたは誰かに叩くかれたり、蹴られたりあるいは身体的に傷つけられたことがありますか。
- ②あなたと関係のある人で、おどしたり、身体的に傷つけるような人がいますか。
- ③あなたが不快に感じるような性行為を強要されたことがありますか。

(3)所在地・連絡先

DVを専門にした産婦人科はない。ただし、診療を受けることはどの病院でも可能である。

地域別 _____

3) 看護婦・士編

(1) 看護婦・士とは

保健婦助産婦看護婦法によって看護婦・士は、傷病者もしくは褥婦に対する療養上の世話または診療の補助を行う者と定められている。

① 看護婦・士の役割

看護活動が行われている場所は、地域社会（家庭）や施設内（医療施設、保護施設・保健施設）である。

<地域社会における看護>

地域社会における看護とは、行政機関（保健所・保健センター・市町村）や医療機関（病院からの訪問）のサービスとして行なわれているものである。これは、地域の住民に対して、看護婦・士がその家庭を直接訪問し、日常生活上の援助（身体を拭くことや血圧を測定するなど）や自主的な活動を指導・援助したり、協力することさしている。

<施設内における看護>

(ア) 医療施設

医療施設である診療所や助産所、病院の3種類がある。ここでは、健康障害をもつ人に対する医療行為がおもに行われている。

・ 診療所：診療の補助が主であるが、患者自身やその家族に対しても指導・助言し、援助することができる。

・ 助産所：助産婦が正常分娩を扱う場所であるが、妊娠中の指導や出産の介助、新生児の育て方、家族計画などの相談や指導を行っている。

・ 病院（外来・病棟）：外来では、外来患者の保健指導・療養指導を行っている。病棟では、入院患者に対して、診療の補助や日常生活上の援助、患者教育・心理的支援などを行っている。また、保健・医療・福祉の関係者の間に入って仲介・調整をしている。

(イ) 保護施設

保護施設には、乳児院や保育所、児童養護施設、母子生活支援施設があるがここには、ほとんど配置されていないのが現状である。

(ウ) 保健施設

保健施設には、保健所、市町村保健センター、学校保健室、事業所の健康管理室などがある。学校保健室では、子どもの疾病的応急処置や健康管理保健教育を行っている。事業所の健康管理室では、健康診断の実施や、病院や診療所と連携をとりながら、指導や健康管理を行っている。

(2) DVに対してできること

① 入院している場合

(ア) DVに関する知識のある病院では、傷病の手当てや生活援助などの身体的援助を通して、身体損傷の程度を観察し、DV被害者を発見できる場合がある。

(イ) 昼夜にわたって看護活動を行っているため、患者との信頼関係を築きやすく、その中でDV被害者を発見できたり、心理的援助を行うことができる。

(ウ)患者の家族と関わることでDV被害者を発見することができる。

(エ)入院中に気になった患者については、主治医と連携をとり、保健所・保健センターなどに連絡して退院後のフォローを依頼することができる。

(オ)MSWを配置している病院においては、相談員と連絡調整し、連携をとることができる。

②外来通院の場合

(ア)直接的な援助よりも指導や相談中心の教育機能があるため、予診時等を利用して被害の有無等の情報をえたり、DV被害者を発見することができる。

(イ)外来診療の待ち時間を利用し、DV被害者の相談を受けることができる場合もある。

③家庭訪問の場合

(ア)保健所や保健センターの看護婦は訪問の依頼を受けると、その家庭に訪問し、相談を受けたり、日常生活上の援助を行うことができる。また、DV被害者を発見した場合は、DVに関する関連機関を紹介することができる。

(イ)子どもが不自然な外傷で病院を受診し、子どもへの虐待が疑われた場合には、医師と連携を取りながら、医師を通して警察や児童相談所に通告することができる。また、診察の待ち時間などを利用して、その家族についての情報をえていくことができる。

⑤その他

(ア)事業所においては、病院や保健所と連携をとることができるので、健康診断時などに異常を認めた場合には、病院への受診をすすめることができる。

地域別

4) 助産婦編

(1) 助産婦とは

助産婦とは、保健婦助産婦看護婦法第3条に、「厚生大臣の免許を受けて、助産または妊婦、褥婦もしくは新生児の保険指導をなすことを業とする女子」と定義されている。

① 助産婦の業務

(ア) 母性に対する業務

妊娠・分娩・産褥期を通して、以下に示すようなケアを実施する。

・身体の管理：必要な検査や計測・観察を実施し、異常の早期発見に努める。

・教育・相談：食事や日常生活・新生児のケア他、各期で必要な教育の実施・相談を受ける。

・心理面のサポート：妊娠期であれば、現在の妊娠を受け入れられない、子どもを愛おしく思えるのか不安に思う人もいるので、母性意識の向上にむけての心理的アプローチを実施する。産褥期はホルモンバランスの変化と生活リズムの変化により、精神的に不安定になりやすい状態になるので、精神安定にむけての心理的な支援も実施する。

・その他：産痛の緩和、乳房ケアなどのケアを実施する。

(イ) 新生児に対する業務

出生直後から新生児と関わり、胎外生活への適応がスムーズに行われるよう身体の観察やケアを行う。異常時が発見されたり、予測される場合は、速やかに医師に連絡し適切な医療が行われるよう援助する。

(ウ) 家庭及び地域社会に対する業務

妊娠褥婦、新生児のケアだけではなく、地域社会内の保健衛生に関する相談、教育を実施する。ケアの対象は全人類とし、性別は男女問わない。

例として産前教育、学童・学生に対する性教育、不妊教育、育児相談などがある。

② 助産婦の活動場所

(ア) 病産院

助産婦は病産院において、妊娠褥婦の健康診査、保健指導、分娩介助、新生児のケアを実施している。また、医師と連携して必要な医療を提供している。

(イ) 助産所

助産所において、妊娠から産褥まで必要なケアを実施する。病産院と異なる点は、助産所に医師が常に勤務していない点である。医療介入がない分、「より自然で家庭的な分娩」を提供できるとされている。もちろん、異常が発生した場合、異常が予測される場合は速やかに嘱託医と連携をはかり、医療介入がなされるシステムができている。

分娩介助や産褥期にケアは助産所という施設内ではなく、出張サービスとして自宅分娩のケアを提供している施設もある。

(ウ) 保健所（保健センター）

助産婦が担当する業務は各保健所（保健センター）によって異なるものの、新生児訪問

(新生児に対する家庭訪問) や両親学級などを実施している。

(2) DVに対してできること

①予防

- (ア) 子育ての相談：子育てに関する相談業務を行い、母親（父親）の育児に対する不安の軽減と、親子関係がスムーズに築いていけるようなサポートを行う。
- (イ) 学童・学生への性教育：男女の身体の違いだけではなく、お互いの身体を理解しあい、いたわりあって生活できるような教育を行う。また、助産婦は生命の誕生の場に最も近い存在である。自分の経験をベースに生命の尊さを訴え、DV防止を訴えることは可能ではないだろうか。
- (ウ) 家族計画指導：女性が「産みたい時期」「産める身体」で妊娠するのが目的とし、「望まない妊娠」を予防するための教育を行う。

②早期発見

診察や分娩後の清拭、授乳介助などのケアの場は、身体の観察に有意義な場である。不審な傷が存在する場合、生育歴や現在の生活環境において暴力が存在したことを予測することはできる。そこから、解決に向けての支援方法を考えていくことは可能ではないだろうか。

また、身体の観察だけではなく表情や言動からも、妊娠婦の精神状態やパートナーとの関係を予測したり、経産婦の場合、子どもの表情や姿、両親との接し方からその家族関係を観察ことが可能ではないだろうか。

③早期対処

相談：妊娠・分娩・産褥期の女性は心身共に疲労状態であったり、心理的に不安定になることがある。このような状況において、周囲人の理解や配慮が不足している場合、それによってダメージを受ける妊娠婦は少なくはない。助産婦は妊娠婦の心理的変化を理解しつつ、不安の軽減に対する相談を受けることが可能である。

他機関の情報提供：妊娠婦からDV被害を打ち明けられた場合、または予測される場合、助産婦はDV関係機関の情報を提供することができる。DVに対する知識が乏しい妊娠婦にとって、DVの関係機関の情報は、DV被害から抜け出す糸口になることもある。

④一時保護

妊娠婦の治療のためだけではなく、入院という形態をとり加害者と距離をおくことにより、妊娠婦に心身の安心を提供することも可能と思われる。しかし、この件については、施設のセキュリティー、スタッフの意志統一、プライバシーの保護など様々な課題が存在する。

(3)所在地・連絡先

社団法人大阪府助産婦会では、下記のような相談業務を実施している。

相談内容に関しては、妊娠・出産・新生児の育児だけではなく、女性のからだや子育て他、あらゆる相談に応じている。

住所：大阪市天王寺区細工谷1-1-5

TEL：06-6771-6537

電話相談	支援センター相談ダイヤル TEL：06-6775-8894 24時間受付OK。相談料は無料。
来所相談	月～金曜日実施。要予約。予約TEL：06-6771-6537
訪問相談	必要時に実施。有料の場合あり。

地域別

5) メディカル・ソーシャルワーカー (MSW) 編

(1) メディカル・ソーシャルワーカー (以下、MSWとす) とは

患者は疾病をかかえて、治療をもとめて医療機関に来るが、治療にまつわる生活上の問題が必ずといってよいほど発生するものである。具体例をあげれば、「病気を理由に退職を言い渡された」「保険証がない」などを含め、高額な入院費や治療中の生活費などの経済的問題、また母親が入院しなければならない場合子供たちをどうするのか、といった家族問題（生活の保障や学習の保障）、障害を抱えた患者の社会復帰問題、治療を受け入れない患者、治療に伴い発生する悩みや不安など限りがない。

このように疾病に伴って発生する生活上の問題を、社会保障制度、社会福祉制度やカウンセリング的技法を用いて解決することを業務としてMSWは存在している。MSWは、より良い治療に患者をつなげ、より良い社会復帰に導くことにより、医療の目的に協同するとともに、「患者の自立した生活の保障」という社会福祉の目的を達成しようとしている。無論、限界性は存在するが、基本姿勢は上記のようなものである。

近年、MSWの重要性が認識され普及してきたが、法的な資格がないこと、医療機関に必置義務がないこと（MSWの業務は保険点数化されていない）のために、個人病院などではMSWを置いていない所が多い。大阪市民病院にMSWは設置されておらず、全府立病院にやっと置かれたなど公立病院系でも認識が低い。

MSWの組織として、（財団法人）日本医療社会事業協会と各県協会がある。県協会は日本協会の支部ではない。大阪医療社会事業協会には、大阪府下の医療機関164施設、326名のMSWが加入している。日本協会、大阪協会とともに、「医療ソーシャルワーカー倫理綱領」、「業務指針」を定め、協会員は、これらの「対象者の主体性の尊重、秘密保持の原則」に従い、「専門的援助関係」にもとづき日常業務を行っている。

(2) DVに対してできること

医療機関はDVの第一発見者となることが多い。DVの場合、表現されない部分からDVを察知する能力が求められる。

DVが疑われるケース、DVとして援助が必要なケースについては、専門相談機関や社会福祉施設へのスムーズな送致を院内スタッフからMSWに求められる。DVに対してMSWはルーティン業務をもつてではないが、患者さんの社会生活に関わりを持つ立場のものとして相談に乗る。

以下事例を参考に、MSWの役割を理解していただきたい。

(ケース 1)

(DV内容)

16才男児、心身症・不登校にて小児病棟に入院。

院内学級入級のため、母（うつ病）と面接をおこなう。そこで入院費用の心配が語られ、さらに夫のDVが明らかになった。DVの夫と別居状態だが、夫は離婚届に押印せず。男児は医療保険も父の扶養家族として、社会保険に加入のまま入院した。男児の入院費を母が負担するが、高額療養費を請求しても夫の口座に振り込まれる形となり、経済的負担がとても大きい。社会保険の資格喪失届が出ないため、国保加入もままならず、母子医療の申請もできない。

(MSW援助)

夫と同じ会社に勤める弟の協力を得て会社、社会保険事務所と交渉し、社保から国保への変更と母子家庭としての公的援助が受けられるまでのプロセスを援助。この間、母への精神的サポートをおこない、やっと離婚も成立した。

(ア) 医療費や生活費に関して保険制度や福祉制度の利用援助

(イ) 心理的援助（ひとりで問題をかかえこんでいるDV被害者の伴走者となり、DVへの取り組みの気持ちへと導く。）

(ケース 2)

(DV内容)

22才女、薬物中毒・呼吸停止状態で救急搬送。住所不定、無保険者として相談を受ける。

1才3ヶ月の幼児をかかえて、DVの内縁の夫から逃げるようにして知人宅を転々。知人を名乗る男性宅で倒れる。収入源も生活実態も不明だが、幼児の成長には熱心で「明日の保健所の健診に行かねば」とばかり言う。「夫には知らせないで」と懇願しながら、自ら友人に連絡したにもかかわらず、なぜか内縁の夫が迎えにくる。夫のてまえ本心をかくして、嫌がる様子も見せずに夫について退院する。

(MSWの援助)

多くを語らない本人から子供の名前を聞き出し、不安定な暮らしの解消、子供の安定した成長を考えるように説得。家庭児童相談室を紹介、事前に児童相談所ワーカーにケース依頼をし、本人に公的機関を頼ることに安心感を与える。さらに保健センターの保健婦に連絡し、子供を通じ母子の問題性を把握してほしいと依頼する。

(ウ) DVサポートシステムの紹介、利用援助

(エ) 児童相談所、福祉事務所、保健センターなどへ連絡調整

(オ) DVに伴って生じる葛藤に対し家族関係の調整援助

上記のように、事例を通してMSWがDVに対してできることを（ア）から（オ）にまとめた。

まず直面するケースとしては、DVから引き起こされた疾病、負傷のための受診、DVのために治療が中断されるという形で表れてくる。MSWは、医療の保障（医療費に関して社会保障制度や福祉制度の利用援助、院内受診システム上の協力、適切な医療機関の紹

介) という第一次的な目的での援助をおこなう。またDV被害者が一人で問題を抱え込むことからの解放、そして根源にあるDVへの取り組みの気持ちへと導くために心理的なサポートをおこなう。さらに、児童相談所、福祉事務所、保健センターなどにも連絡調整し、母子福祉、児童福祉の専門ワーカーや施設と協力体制を組み、今後のDV被害者の社会生活全体の保障へとつなげていく。

(3) 所在地・連絡先

医療機関への、MSWが存在するのか義務づけられていないため、受診する医療機関でMSWの存在を確認することをすすめる。

地域別

9. 福祉事務所

1) 福祉事務所とは

福祉事務所は、生活保護法・児童福祉法・母子及び寡婦福祉法など、いわゆる福祉各法に定める業務を行う総合的な社会福祉行政機関である。各区・市・郡部に設置され、生活や福祉の相談に応じている。

(1) 生活保護法の業務

病気やその他の理由で生活費や医療費に困っている人に、その程度に応じて、国が最低限度の生活を保障し、再び自分の力で生活ができるように援助する。

(2) 児童福祉法の業務

子どもや妊産婦の福祉についての相談を受ける。その内容には、①家庭で保育できない子どもの保育所入所、②出産費用の援助、③生活や住居に困っている母子の施設入所、④事情があって家庭で養育できない子どもの施設入所などが含まれる。

(3) 母子及び寡婦福祉法の業務

母子家庭や寡婦の自立に必要な相談を受ける。その内容には、①生活や経済的自立を助けるための資金の貸付け、②母子家庭で18歳までの子どもを養育している人への手当の支給などが含まれる。

(4) 身体障害者福祉法の業務

からだの障害の程度に応じた身体障害者手帳の交付、サービスの提供を行う。

(5) 精神薄弱者福祉法の業務

知的な障害の程度に応じて、サービスの提供、施設への通所・入所手続きを行う。

(6) 老人福祉法の業務

お年寄りの生活やサービス、施設への入所の相談を受ける。

(7) 家庭児童相談室

子育てや子どもの発達・行動・性格などの相談を受ける。

(8) その他

民生児童委員・生活福祉資金に関する事務など

2) DVに対してできること

(1) 専門相談員による総合的な相談業務

母子相談員は、都道府県の職員としておもに福祉事務所におかれ、母子家庭および寡婦の自立に必要な相談や指導を行う。

婦人（女性）相談員は、都道府県の婦人相談所におかれているが、必要に応じて福祉事務所に駐在する。市では任意設置である。

大阪府では、専門的な知識を持つ母子相談員が、大阪府子ども家庭センターに置かれており、週2回、大阪市・堺市を除く府下の各市町村に派遣されている。

堺市では、6つの支所に母子相談員と女性相談員が置かれている。

これらの専門相談員は、女性の生活や離婚の相談・子育ての相談に応じ、生活の安定や自立のために必要な制度説明のほか、貸付業務も行っている。

大阪市では、各区1～2名の児童扶養手当事務担当者が、母子相談の受付となる。しかし、相談者の要望によって、各制度ごとの担当者がそれぞれに対応することになるため、総合的な相談や十分な制度説明はなされないこともある。

(2)一時保護、施設入所の相談や手続き

夫の暴力行為から逃れるため、緊急に保護を要する母子・女性を対象に、適切な施設を紹介する窓口となる。紹介先の施設の種類としては、婦人相談所一時保護所（大阪府の場合、大阪府女性相談センター）、母子生活支援施設、婦人保護施設（大阪府の場合、大阪府立女性自立支援センター）があげられる。

大阪市の場合は、夫の暴力からの逃避などにより、緊急に保護を要する母子を対象に、母子生活支援施設である北母寮・東母子寮・南母子寮での原則14日以内の一時保護を行っている。その際は、居住に必要な備品等の貸与や、日用品等の給付及び緊急生活資金の貸付がある【*この緊急母子一時保護事業の、休日（土・日・祝日）や時間外の窓口は、大阪市中央児童相談所である】。

また、堺市・高槻市などでは、夫の暴力により母子ともに緊急一時的に保護を要する場合に対応して、児童養護施設での原則7日以内のショートステイ事業を行っている（所得や児童の年齢に応じて、利用料金の一部負担がある）。このような母子でのショートステイが可能かどうかは、各福祉事務所で相談するとよい。

なお、数日から1ヶ月程度の一時保護となった場合は、その後の入所手続・住所設定などの必要な援助も行っている。

母子生活支援施設においては、他府県への入所や単身者の利用もできるとされている。

(3)経済的な相談—逃げた後の生活費の相談や、離婚した後の制度の申込み。

以下のような制度に関する利用相談や申請窓口となる。

- ・児童扶養手当…父母の離婚等により父と生計を同じくしない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童）を監護養育している母等に支給される手当（所得制限がある）。
- 手当の月額は、児童1人の場合42,370円、2人の場合47,370円、3子以降1人当たりの加算額は3,000円である。申請した月の翌月分から4・8・12月にそれぞれ前月までの4か月分が支給される。したがって、申請を行ってから支給までに、数カ月の時間がかかることがある。
- ・母子家庭医療費助成…18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童とその母に対し、医療費（保険診療の自己負担金）を助成する。
- ・母子福祉資金…母子世帯の経済的自立と生活の安定のために、技能習得や就職支援など13種類の無利子又は低利子の資金貸付がある。
- ・その他貸付制度…緊急的に数万円～10万円を限度に生活資金の貸付を行っているところもあるが、必要とする理由や返済能力を問われる。
- ・生活保護…収入がまったくない、あるいは働いた収入があっても生活に足らない場合、最低限度の生活を保障し、自立を助けることを目的とする生活費の援助。ただし、資産、能力、他制度・他法律、扶養援助など、すべてを活用することが必要な条件となる。
- ・保育所入所…保護者が仕事や病気などで保育できない場合、決まった時間帯に保育で子を預かる（＊福祉事務所のない町村は役場が窓口となる）。
- ・ショートステイ事業…母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合や病気仕事などの事情で一時的な養育困難となった場合に、児童福祉施設等において一定期間、子を養育・保護する。利用期間は原則7日以内。

3) 所在地・連絡先

窓口開設時間は、ほとんどが9時から17時15分（昼休みがある）。時間外の特別な対応は無いところが多い。なお、制度によっては、児童福祉課・女性施策課・人権擁護課などが窓口となる場合もある。

大阪市では、福祉担当として、各区に福祉事務所と健康福祉サービス課がおかれている。福祉事務所では、生活保護法と民生児童委員に関することのみを担当しており、生活保護以外の福祉制度については、健康福祉サービス課健康福祉係が担当している。

名 称	所 在 地	TEL
大阪市北区福祉事務所	大阪市北区扇町2-1-27	06-6313-9872
北区健康福祉係	同 上	06-6313-9857
大阪市都島区福祉事務所	大阪市都島区中野町2-16-20	06-6882-9872
都島区健康福祉係	同 上	06-6882-9857
大阪市福島区福祉事務所	大阪市福島区吉野3-17-23	06-6464-9872
福島区健康福祉係	同 上	06-6464-9857

名 称	所 在 地	TEL
大阪市此花区福祉事務所	大阪市此花区春日出北1-8-4	06-6466-9872
此花区健康福祉係	同 上	06-6466-9857
大阪市中央区福祉事務所	大阪市中央区久太郎町1-2-27	06-6267-972
中央区健康福祉係	同 上	06-6267-9857
大阪市西区福祉事務所	大阪市西区新町4-5-14	06-6532-9872
西区健康福祉係	同 上	06-6532-9857
大阪市港区福祉事務所	大阪市港区市岡1-15-25	06-6576-9872
港区健康福祉係	同 上	06-6576-9857
大阪市大正区福祉事務所	大阪市大正区千島2-7-95	06-4394-9872
大正区健康福祉係	同 上	06-4394-9857
大阪市天王寺区福祉事務所	大阪市天王寺区真法院町20-33	06-6774-9872
天王寺区健康福祉係	同 上	06-6774-9857
大阪市浪速区福祉事務所	大阪市浪速区難波中3-11-16 (仮庁舎)	06-6647-9872
浪速区健康福祉係	同 上	06-6647-9857
大阪市西淀川区福祉事務所	大阪市西淀川区御幣島1-2-10	06-6478-9872
西淀川区健康福祉係	同 上	06-6478-9857
大阪市淀川区福祉事務所	大阪市淀川区十三東1-18-21	06-6308-9872
淀川区健康福祉係	同 上	06-6308-9857
大阪市東淀川区福祉事務所	大阪市東淀川区豊新2-1-4	06-4809-9872
東淀川区健康福祉係	同 上	06-4809-9857
大阪市東成区福祉事務所	大阪市東成区大今里西2-8-4	06-6977-9872
東成区健康福祉係	同 上	06-6977-9857
大阪市生野区福祉事務所	大阪市生野区勝山南3-1-19	06-6715-9872
生野区健康福祉係	同 上	06-6715-9857
大阪市旭区福祉事務所	大阪市旭区大宮1-1-17	06-6957-9872
旭区健康福祉係	同 上	06-6957-9857
大阪市城東区福祉事務所	大阪市城東区中央3-4-29	06-6930-9872
城東区健康福祉係	同 上	06-6930-9857
大阪市鶴見区福祉事務所	大阪市鶴見区横堤5-4-19	06-6915-9872
鶴見区健康福祉係	同 上	06-6915-9857
大阪市阿倍野区福祉事務所	大阪市阿倍野区文の里1-1-40	06-6622-9872
阿倍野区健康福祉係	同 上	06-6622-9857
大阪市住之江区福祉事務所	大阪市住之江区御崎3-1-17	06-6682-9872
住之江区健康福祉係	同 上	06-6682-9857
大阪市住吉区福祉事務所	大阪市住吉区殿辻1-8-18	06-6694-9872
住吉区健康福祉係	同 上	06-6694-9857

名 称	所 在 地	TEL
大阪市東住吉区福祉事務所	大阪市東住吉区東田辺1-13-4	06-4399-9872
東住吉区健康福祉係	同 上	06-4399-9857
大阪市平野区福祉事務所	大阪市平野区平野西3-5-5 (仮庁舎)	06-4302-9872
平野区健康福祉係	同 上	06-4302-9857
大阪市西成区福祉事務所	大阪市西成区岸里1-1-64 (仮庁舎)	06-6659-9872
西成区健康福祉係	同 上	06-6659-9857
堺市堺福祉事務所 (堺保健福祉総合センター)	堺市南瓦町3-1 堀支所内	0722-28-7498
堺市中福祉事務所 (中保健福祉総合センター)	堺市深井沢町2470-7 中支所内	0722-70-8191
堺市東福祉事務所 (東保健福祉総合センター)	堺市日置荘原寺町195-1 東支所内	0722-87-8110
堺市南福祉事務所 (南保健福祉総合センター)	堺市桃山台1-1-1 南支所内	0722-90-1810
堺市西福祉事務所 (西保健福祉総合センター)	堺市鳳東町6-600西支所内	0722-75-1911
堺市北福祉事務所 (北保健福祉総合センター)	堺市新金岡町5-1-4 北支所内	0722-58-6751
岸和田市福祉事務所	岸和田市岸城町7-1	0724-23-2121
豊中市福祉事務所	豊中市中桜塚3-1-1	06-6858-2525
池田市福祉事務所	池田市城南1-1-1	0727-52-1111
吹田市福祉事務所	吹田市泉町1-3-40	06-6384-1231
泉大津市社会福祉事務所	泉大津市東雲町9-12	0725-33-1131
高槻市福祉事務所	高槻市桃園町2-1	0726-74-7174
貝塚市福祉事務所	貝塚市畠中1-17-1	0724-23-2151
守口市福祉事務所	守口市京阪本通2-2-5	06-6992-1221
枚方市福祉事務所	枚方市大垣内町2-1-20	072-841-1221
茨木市福祉事務所	茨木市駅前3-8-13	0726-22-8121
八尾市福祉事務所	八尾市本町1-1-1	0729-91-3881
泉佐野市福祉事務所	泉佐野市市場東1-295-3	0724-63-1212
富田林市福祉事務所	富田林市常磐町1-1	0721-25-1000
寝屋川市福祉事務所	寝屋川市池田西町28-22	072-824-1181
河内長野市福祉事務所	河内長野市原町396-3	0721-53-1111
松原市福祉事務所	松原市阿保1-1-1	0723-34-1550
大東市福祉事務所	大東市谷川1-1-1	072-872-2181
和泉市福祉事務所	和泉市府中町2-7-5	0725-41-1551

名 称	所 在 地	TEL
箕面市福祉事務所	箕面市西小路 4-6-1	0727-23-2121
柏原市福祉事務所	柏原市安堂町 1-55	0729-72-1501
羽曳野市福祉事務所	羽曳野市營田 4-1-1	0729-58-1111
門真市福祉事務所	門真市中町 1-1	06-6902-1231
摂津市福祉事務所	摂津市三島 1-1-1	06-6383-1111
高石市福祉事務所	高石市加茂 4-1-1	0722-65-1001
藤井寺市福祉事務所	藤井寺市岡 1-1-1	0729-39-1111
東大阪市東福祉事務所	東大阪市旭町 1-1	0729-82-1101
東大阪市中福祉事務所	東大阪市稻葉 1-1-1	0729-62-1331
東大阪市西福祉事務所	東大阪市永和 2-1-1	06-6721-2531
泉南市福祉事務所	泉南市樽井 1-1-1	0724-83-0001
四條畷市福祉事務所	四條畷市中野本町 1-1	072-877-2121
交野市福祉事務所	交野市天野が原町 5-5-1	072-893-6400
大阪狭山市福祉事務所	大阪狭山市狭山 1-2384-1	0723-66-0011
阪南市福祉事務所	阪南市尾崎町 35-1	0724-71-5678
島本町福祉事務所	三島郡島本町桜井 2-1-1	075-962-7460
池田子ども家庭センター (管轄:豊能町・能勢町)	池田市満寿美町 9-17	0727-51-6287
岸和田子ども家庭センター (管轄:忠岡町・熊取町・ 田尻町・岬町)	岸和田市宮前町 7-30	0724-41-2760
富田林子ども家庭センター (管轄:河南町・美原町・ 太子町・千早赤阪村)	富田林市寿町 2-6-1	0721-25-1131

地域別

10. 家庭児童相談室

1) 家庭児童相談室とは

家庭児童相談室は、0歳から18歳までの子ども（家庭児童福祉）に関する相談機関であり、多くは各市町村（または都道府県）の福祉事務所に設置されている。児童相談所が広域を対象としているのに対し家庭児童相談室は比較的小地域を対象としているため住民が利用しやすい身近な相談機関となっている。

相談内容は、

- (1) 子育て全般、落ち着きがないなど性格行動上の相談（性格・生活習慣等）
- (2) 言葉や発育の遅れなど心身の発達の相談（知能・言語）
- (3) 不登校、いじめなどの相談（学校生活）
- (4) 万引き、家出などの相談（非行）
- (5) 親子、夫婦、兄弟など子どもに關係する家族關係の相談（家族關係）
- (6) 経済的な問題や保育所、母子生活支援施設等の福祉制度に関する相談（環境福祉）
- (7) 心身の障害に関する相談（障害）である。

相談員は社会福祉主事や家庭相談員で、常勤か非常勤かは各市町村（都道府県）により様々である。また、人事異動が少ないため、相談員が途中で交代することなく長期にわたり援助を継続することができる。

2) DVに対してできること

母親が自分のおかげでDVの状況をどのように認識しているかによって以下の3つの対応に分けられる。

(1) 母親がまだ自らが暴力の被害者であることを誰にも話していない場合

家庭児童相談室では母親の育児不安・児の情緒障害や発達の遅れなど目的にあわせたグループワークを行っている。グループに参加したり、子どもに関する相談を続けることにより、それまで話せなかつた家庭内の暴力が母親から語られるようになることが多い。

(2) 母親が離婚や保護ではなく現状を調整することを望む場合

生活全般への援助として、福祉事務所に属していることから経済的扶助、保育所、ショートステイなど福祉サービスの紹介を、一方母親や子どもの心の問題への援助としては、心理テスト、発達検査、カウンセリング、プレイセラピーなどを行う。必要があれば専門治療機関を紹介することもある。又場合によっては加害者との面接や夫婦間の話し合いにも立ち合い、ケースワーク的にかかわることがある。来所面接が原則であるが、家庭訪問や相談協議のための保育所・学校など関係機関訪問を含め柔軟な対応が可能である。

(3) 母親が暴力的な状況を脱する決意をした場合

家庭児童相談室は法的権限を持たないため関係機関との連携が不可欠となる。同じ福祉事務所内の母子相談員、婦人相談員と協力し、母親のおかかれている状況、希望などに応じて医療機関、婦人相談所、母子生活支援施設、民間シェルター、児童相談所、学校・教育委員会、法律相談窓口など関係機関とのパイプ役となり、連携のもとに援助を行う。

家庭児童相談室ではDVの被害者である「母親」の後ろにいるもう一人の被害者である

「子どもたち」の立場や視点に立った援助を行うよう心がけている。従って子どもたちが「加害者から暴力を受けている」「母親（被害者）から暴力を受けている」「母親（被害者）が暴力を受けている場にさらされている」という虐待を受けていないかを常に注意している。

（注意）現在のところ家庭児童相談室の体制（相談員の在室日、勤務時間、援助内容など）は各相談室によって多少差がある。援助を求める場合は事前に当該家庭児童相談室に問い合わせされることをすすめたい。

3) 所在地・連絡先

（1）大阪府下の家庭児童相談室

市町名	所在地	電話
守口市	守口市京阪本通2-2-5	06-6992-1221（内429）
門真市	門真市中町1-1	06-6902-1231（内3323）
寝屋川市	寝屋川市池田西町28-22 総合センター	072-838-0181
枚方市	枚方市大垣内町2-1-20	072-841-1221（内270）
摂津市	摂津市千里丘東1-16-2	0726-31-9633
大東市	大東市谷川1-1-1	072-872-2181（内3348）
交野市	交野市天野が原5-5-1 こどもゆうゆうセンター	072-892-3077
四条畷市	四條畷市米崎町6-10 地域子育て支援センター	072-877-5455
柏原市	柏原市大県4-15-35 子育て支援施設	0729-73-5519
八尾市	八尾市本町1-1-1 プレイルーム	0729-24-8655
東大阪市（西）	東大阪市高井田元町2-8-27	06-6784-7731（内221）
東大阪市（中）	東大阪市稻葉1-1-1	0729-62-1331（内3145）
東大阪市（東）	東大阪市旭町1-1	0729-88-6619（内264）
河内長野市	河内長野市原町396-3	0721-53-1111（内189）
羽曳野市	羽曳野市誉田4-1-1	0729-58-1111（内1250）
大阪狭山市	大阪狭山市狭山1-2384-1	0723-66-0011（内318）
藤井寺市	藤井寺市市岡1-1-1	0729-39-1111（内1484）
松原市	松原市阿保1-1-1	0723-37-3119
富田林市	富田林市常盤町1-1	0721-25-1000（内177）
美原町	美原町黒山167-1	0723-61-1881（内303）
泉大津市	泉大津市東雲町9-12	0725-33-1131（内2111）
貝塚市	貝塚市畠中-17-1 貝塚市民センター	0724-23-2151（内2634）
和泉市	和泉市府中町2-7-5	0725-41-1551（内1326）
泉佐野市	泉佐野市市場東1-295-3	0724-63-1212（内2185）

市町名	所在 地	電 話
高石市	高石市加茂4-1-1	0722-65-1001 (内1341)
泉南市	泉南市樽井1-8-47	0724-85-1586 こども支援センター
堺市 (中)	堺市深井沢町470-7中支所内	0722-70-8195
堺市 (東)	堺市日置莊原寺町195-1東支所内	0722-87-8112
堺市 (北)	堺市新金岡町5-1-4北支所内	0722-58-6771
堺市 (南)	堺市桃山台1-1-1南支所内	0722-90-1812
堺市 (堺)	堺市南瓦町3-1堺支所内	0722-28-7477
堺市 (西)	堺市鳳東町6-600西支所内	0722-75-1912
阪南市	阪南市尾崎町35-1	0724-71-5678 (内224) 市民福祉

(2) 大阪市内の家庭児童相談室

区	所在 地	電 話
北区	北区扇町2-1-27	06-6313-9535
都島区	都島区中野町-16-20	06-6882-9886
福島区	福島区吉野3-17-23	06-6464-9848
此花区	此花区春日出北1-8-4	06-6466-9566
中央区	中央区久太郎1-2-27	06-6267-9869
西区	西区新町4-5-14	06-6532-9952
港区	港区1-15-25	06-6576-9852
大正区	大正区千鳥2-7-95	06-4394-9692
天王寺区	天王寺区真方院町 20-33	06-6774-9894
浪速区	浪速区敷津東1-4-19	06-6647-9895
西淀川区	西淀川区御幣島1-2-10	06-6478-9955
淀川区	淀川区十三東1-18-21	06-6308-9420
東淀川区	東淀川区豊新2-1-4	06-4809-9854
東成区	東成区大今里西2-8-4	06-6977-9160
生野区	生野区勝山南3-1-19	06-6715-9089
旭区	旭区大宮1-1-17	06-6957-9177
城東区	城東区中央3-4-29	06-6930-9065
鶴見区	鶴見区横堤5-4-19	06-6915-9166
阿倍野区	阿倍野区文の里1-1-40	06-6622-9857
住之江区	住之江区御崎3-1-17	06-6682-9894
住吉区	住吉区殿辻1-8-18	06-6694-9856
東住吉区	東住吉区東田辺1-13-4	06-4399-9852
平野区	平野区背戸口3-8-19	06-4302-9816
西成区	西成区岸里1-5-18	06-6659-9824

地域別

II. 民間シェルター

1) 民間シェルターとは

「シェルター（緊急避難場所）」とは現代のかけこみ寺のことである。暴力を受けた女性や子どもたちが避難をし、心や身体に負った深い傷を癒し、安心して休み、新たな人生へ踏み出すための力を取り戻し、次の生活の準備をする場所がシェルターである。あたたかいふとん、使い込んだ台所、テレビやこたつがある居室などそこは私たちの普段の生活の場と変わりなく整えられている。

15年前を皮切りに、暴力を受けた女性や子どもたちを支援しようと女性たちは、民家やマンションの1室を借りあげ、自分たちの手でシェルターを次々と開設していった。シェルターは都市部を中心に全国に20数ヶ所あると言われているが、今でも少しづつその数を増やし、特に最近では西日本において新しいシェルター開設の動きが目立っている。大阪府下には3ヶ所の民間シェルターがある。シェルターのひとつひとつは独自の設立背景と運営方法を持ち、それぞれが多様な事業を展開している。

全国の各民間シェルターは、緊急一時保護や電話相談を主に、法律相談、カウンセリング、労働問題相談、福祉相談、裁判支援、外国人女性への援助、自助グループの運営、サポートー養成、DV関連書籍の出版など多岐にわたって活動を展開している。そのため、シェルターを利用する女性の希望や状況に応じたきめのこまかい援助ができる。こうした民間シェルターは、法律という枠があり運用が限定される行政サービスを補う形でも利用されている。暴力を受けた女性を援助するためには、シェルターどうしのネットワークやシェルターと他の機関とのネットワークが不可欠である。特に加害男性からの追跡を避けるためには広域での援助が必要となってくる。全国の民間シェルターはゆるやかなネットワークを組み、また、それぞれのシェルターが持つネットワークを使い援助を行っている。

しかし、数が増えているとはいえるシェルターを持たない地域も多い。さらに、加害者からの追跡を避け、シェルターの安全を守るために所在地や連絡先を広く知らせることができなかったり、スペースに限りがあり利用を断らざるを得ないこともあります、いつでも誰でもがすぐに利用できるというわけではないのも事実である。また、高額ではないが民間シェルターは利用料がかかるところがほとんどである。ただし、手持ちのお金が少なくて利用料をすぐに支払えない場合でも、相談にのってくれるのでそれぞれのシェルターに問い合わせてみるとよい。

民間シェルターの活動が知られるようになると同時に、女性や子どもへの暴力が社会問題であること、緊急に取り組まなければならない課題であることが浮き彫りになりつつある。民間シェルターの役割は日々広がっており、シェルターの数もさらに増えていくであろう。しかし、自治体からの公金補助を受けているシェルターはごく一部で、しかもその額は十分ではない。シェルターの多くは運営資金を会費や寄付金、民間助成金、バザー収入などで賄っているため、常に資金不足に悩み、不安定な状況にさらされている。シェルターサポートーの多くは無償もしくは低額の手当で活動を続けざるを得ない。

DVの根絶は民間シェルターのみが担い、成し得るものではないが、こうした民間シェルターへの公的支援はもとより、被害を受けた女性や子どもを速やかに援助できる根拠と

なる法律（DV防止法）の一刻も早い制定が待たれるところである。

2) DVに対してできること

民間シェルターは規模こそ小さいが、緊急一時保護機能を持ったDVに対する専門的な相談機関であると言える。ここでは大阪市内にある民間シェルター「女のかけこみ寺・生野学園」の事業内容について具体的に説明する。

民間シェルター「女のかけこみ寺・生野学園」は1998年3月に開設され、現在では800人の会員をはじめ、カウンセラー、弁護士、ケースワーカー、精神科医、保健婦、看護婦、教員、学生など40名をこえるボランティア、地域の人たち、そしてスタッフによって支えられており、DV・サラ金などの生活上の問題を抱える女性や行き場のない女性の相談、福祉に関する相談、緊急一時保護などを行っている。

(1) 無料相談事業

電話や面接による相談は平日の午前10時から午後6時まで行っている。悩みを抱える女性なら誰でも利用できるので、迷うより先に相談されることをすすめる。ひどい暴力を受けている場合、家を出るときの準備や行き先、生活再建の方法、利用できる福祉制度などについても具体的に相談にのってもらえる。

また、家を離れる決心はつかないがとりあえず話を聞いてもらいたいというときでも構わない。悩んでいるのは決して自分ひとりではないと信じてとにかく電話をして欲しい。

なお、面接相談は予約制なのでまずは電話で相談するとよい。

女性弁護士による法律相談は毎月第1月曜日の午後1時から午後5時まで行っている。離婚調停や離婚裁判における財産分与・慰謝料・親権の問題、加害者への仮処分、セクシュアルハラスメント、借金、自己破産などについて女性弁護士が相談にのっている。予約制なので電話を。

カウンセリングは平日の午後1時から午後5時まで行っている。カウンセラーは女性。こちらも予約が必要。

(2) 緊急一時保護事業

DVやサラ金など生活上の問題を抱え、行き先がない女性が宿泊できる。母子利用も可能。男児の利用については制限があるのでまずは相談されることをすすめる。必要な生活用品はほぼそろっており、緊急でも受け入れ可能である。シェルター利用希望者は直接電話で相談されたい。

また、公民を問わず、他の相談機関がシェルター利用希望者を紹介したいときは、担当者がその旨シェルターに連絡を入れ、相談者の女性とシェルターの相談員が直接話せるよう引き継いでもらえると、本人の負担が少なくて済む。

利用期限は原則として3ヶ月で、利用料は1泊1,500円（母子利用は2,000円）である。食事については自炊とするが、米・調味料・コーヒー・お茶・調理器具などは常備している。冷蔵庫、洗濯機、風呂も共同で利用できる。

(3) 自立に向けての援助

原則として自立先は自分で探さなければならないが、その際も個々の希望や状況に応じて相談にのっている。必要ならば低額でステップハウスが利用できる。保証金などが用意できる場合は民間アパートへの入居についても相談にのっている。

母子生活支援施設や婦人保護施設など公的施設への入所を希望する場合や、生活保護の受給申請が必要な場合については、手続きがスムーズにすむよう福祉事務所や婦人相談所へつないでいる。前住地が近ければ、管轄の福祉事務所の担当者に直接シェルターに出向いてもらい、手続きをしてもらうこともある。大阪が危険なら他府県の母子生活支援施設に入所するための手続きについても相談にのっている。

また、緊急にかけこんだ後、他の民間シェルターや公的機関と連携を取り、他のシェルターや母子生活支援施設の緊急一時保護、婦人保護施設の緊急一時保護所へさらに移動することもできる。

就職先について斡旋はしていないが、職業選択や自らの適性に悩んでいる場合は職業カウンセリングセンターへの紹介も行い、就労支援をしている。

自立後、希望者は引き続き、カウンセリングや法律相談、福祉相談が利用できる。またシェルター利用者の交流会も毎月第1水曜日の午後6時半から行っている。参加は自由。

(4) 広報活動など

会員向けに機関紙「すたあと」を隔月で発行している。また、講演会や講師活動も行っている。会員やボランティアも常時募集しているので、詳しくは事務局に問い合わせるとよい。

3) 連絡先

許可を得た民間シェルターのみを掲載した。具体的な利用に関する条件はシェルターによって様々なので、利用を希望する場合は直接それぞれのシェルターに問い合わせるとよい。

シェルターナー名	電話番号
女のかけこみ寺・生野学園	06-6731-4020
ハーティ仙台	
ウイメンズハウス・とちぎ	028-621-9993
フレンドシップアジアハウスこすもす	090-4202-5469 090-3685-6965
埼玉おんなのシェルター	090-2676-4206 090-2421-0907 090-9014-0915
ミカエラ寮	045-251-4625 (シェルター利用に関してのみ)
アジア女性センター	092-513-7333
憩いの家“あかべ”	099-261-8696

地域別

12. 法律相談

1) 法律相談について

ここでは裁判所と弁護士について説明する。

(1) 裁判所について

法律上の紛争・事件を解決するための最も一般的な公的機関である。

最高裁判所を頂点に、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所がある。

主に扱う事件は、大きく分けて、民事事件（一般市民が、貸金返還を求めたり、損害賠償を求めたり、土地の明渡しを求めたりするもの。裁判所は請求内容の有無を判断する。）と刑事事件（犯罪を行ったと思われる者について、裁判所が犯罪事実の有無、刑罰を判断するもの。検察官が裁判を起こすもので、被害者などの一般市民が加害者を訴えるものではない。）とがある。

一般的な民事事件は、まず地方裁判所が第一審裁判所として扱い、その裁判に不服がある当事者は、高等裁判所に控訴でき、さらに高等裁判所の裁判にも不服がある場合、一定の理由があれば最高裁判所に上告することができる。

家庭裁判所は、主に離婚や相続関係などの家事事件の調停・審判と少年事件を扱う裁判所である。

簡易裁判所は、少額の民事事件や、軽微な犯罪についての刑事事件などを扱う。

(2) 弁護士について

依頼（委任契約）に基づき、依頼者の代理人として裁判などの法的手続や紛争の相手方との交渉等を行ったり、法律相談業務などを行う。基本的には、民事・刑事問わず、広く法律問題に関する事件を扱う。

2) DVに対してできること

(1) 裁判所

①DVは、まず刑事的には、暴行罪、傷害罪、傷害致死罪、殺人罪、脅迫罪、強要罪、強姦罪などといった犯罪に該当することが考えられる。加害男性の行為がこれらの犯罪行為あたるとして検察官が起訴すると、裁判所は、犯罪行為の有無を判断し、犯罪行為があつたと判断されると、被告人である加害男性の刑罰を決める。ちなみに、刑罰について、刑法上の例を挙げると、以下のように定められている。裁判所は、この範囲内で被告人の刑罰を決定する。

（例）（暴行罪）2年以上の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料

（傷害罪）10年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料

（殺人罪）死刑又は無期若しくは3年以上の懲役

前述したように、被害者や遺族など一般市民が直接刑事裁判を起こすことはできないが、被害者による告訴、第三者による告発によって、警察や検察の捜査を促し、起訴へとつながることになる。

②DV事案では、被害女性が加害男性から逃亡して身を隠している場合に、加害男性が被害女性を追いかけ、連れ戻しをはかる危険がある。これに備えて緊急に対処するためには、

民事上の手続として、裁判所から「接近禁止の仮処分」という仮の命令を出してもらうことができる。あくまで仮の処分であるから、これに違反した場合の法的制裁は不十分だが、事実上の効果（加害男性への圧力）は期待できる。

また、民事的には、被害女性は、DVによって肉体的・精神的な損害を被ったとして、（不法行為に基づく）損害賠償請求をすることができる。相手がこちらの損害賠償請求に応じない場合、裁判を提起し、裁判所が請求内容を認めた判決を得ることで、相手への支払を促したり、強制執行をすることができる。

加害男性が夫で、離婚したくても相手がこれに応じない場合、裁判上の手続で離婚することができる。この場合、まず家庭裁判所に離婚調停（調停とは簡単にいえば話し合いである。）を申し立てる必要があり、双方の折り合いがつかず、調停が不成立となった場合にはじめて、地方裁判所に離婚訴訟を提起することができる。DV行為は民法770条1項5号の「婚姻を継続し難い重大な事由」にあたると考えられるので、裁判所が離婚原因となるDV行為があると判断すれば、その裁判によって離婚することができる。

なお、裁判をするには、裁判所に手数料と相手への送達用郵券を納めなければならない。

（例）・訴訟で500万円を請求する場合

手数料	32,600円
予納郵券	4,800円（大阪地裁）

・離婚訴訟の場合

手数料	8,200円
予納郵券	4,800円（大阪地裁）

* 手数料は請求額が大きくなればなるほど高くなるが、正比例するわけではない。

（2）弁護士

(1)で述べたような裁判所に対する訴訟提起や申立て、捜査機関に対する告訴などの法的手続は、当事者が自分で行うことができる。

しかし、法的手続は適正さ・統一性を保つため、例えば書面に記載すべきことなどが定められており、記載漏れなどがあると受け付けてもらえないかつたりと、煩雑な面が否めない。法律の専門家である弁護士は、当事者の依頼に基づいて、これらの法的手続を代理して行うものである。

特に、DV事案では、危険に晒されている被害女性には身体的にも精神的にも余裕が無いことからすれば、弁護士を相手方との交渉窓口にして、法的手続を依頼することが合理的と思われる。

また、当該事案においてどの手続が効果的であるかを判断し選択する上でも、弁護士を利用するのが有効と思われるので、いきなり個別の法的手続を依頼するよりも、法律相談として、事案全体を説明した方がいいだろう。

なお、弁護士に支払う費用については、基準となる報酬規定が定められている。

（例）大阪弁護士会報酬規定による

・訴訟で500万円を請求し、500万円を獲得できた場合
・着手金：238,000円～442,000円
・報酬：476,000円～884,000円
・離婚調停、交渉

着手金：200,000円～500,000円

報酬：200,000円～500,000円

・離婚訴訟

着手金：300,000円～600,000円

報酬：300,000円～600,000円

・法律相談料

30分あたり5,000円～25,000円

ただ、DV被害者の経済的事情を考慮して減額することも少なくないであろう。また、各地に（財）法律扶助協会の支部があり、法律扶助の申請をすることで、訴訟費用や弁護士費用の立て替えを受けることができる（勝訴の見込みと経済的困窮の要件が必要。割賦返還も可）。

3) 所在地・連絡先

(1) 裁判所

地方裁判所と家庭裁判所は各都道府県に本庁が存在し、さらに地域によって支部が存在する。

大阪高等裁判所 〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目1-10
Tel.06-6363-1281

大阪地方裁判所 大阪高等裁判所と同じ

大阪家庭裁判所 〒540-0008 大阪市中央区大手前4丁目1-13
Tel.06-943-5321
(24時間テレホンサービス) Tel.06-694-0024

堺支部 〒590-0078 堺市南瓦町2-28
Tel.0722-23-7001

岸和田支部 〒596-0073 岸和田市岸城町27-1
Tel.0724-31-3624

大阪簡易裁判所 大阪高等裁判所と同じ

(2) 弁護士

各都道府県に弁護士会があり、弁護士紹介や定期的な法律相談を受けられる。

大阪弁護士会 〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目1-2
Tel.06-6364-0251

大阪弁護士会 総合法律相談センター Tel.06-6364-1248
(テープ案内) Tel.06-6364-1236

あべのベルタ分室 Tel.06-6631-1228

その他、各市役所、区役所においても法律相談を行っている。

大阪弁護士会 犯罪被害者支援センター

電話相談犯罪被害者弁護ライン Tel.06-6364-6251

(毎週火曜15:00～17:00)

(財) 法律扶助協会 大阪支部 Tel.06-6364-1239

地域別

13. 警察

1) 警察とは

学問上の警察は、「社会公共の秩序を維持し、その障害を除去するために一般的統治権に基づき国民に命令し、強制し、その自然の自由を制限する作用」と定義付けられているが、実定法上の警察は警察法第2条に

- ①警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たることをもってその責務とする。
- ②警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあってはならない。

と、その責務を規定している。

ところで、市民生活に対する警察の係わり方については、

- 私生活の自由はできる限り尊重するのが民主主義、個人主義の大きな要請であるから、個人の生命、身体、財産に対する危害を私生活の範囲内の力では取り除くことができず、又は私生活の行動が同時に一般社会に關係する場合に初めて警察活動が行われるべきである。

との考え方がある、伝統的に存在する。

一方、警察の被害者対策を進める中で、

- 市民は、自らが安全で暮らさせることを自らの人権として捉えており、警察がそれを守っていることを評価しているのであるから、従前のように、「警察」と「人権」という言葉」を敵対関係に置くのではなく、民事に係わる事案であつても警察として積極的に耳を傾けるべきである

といった、警察部内の人権概念の転換を求める意見も深まりつつある。

いずれにしても、犯罪によって、個人の権利と自由が侵害される事態に直面している場合に、警察が必要な措置を講じることには異論がないところであり、DV事案についても、警察として対応し得る法的根拠や、直面している被害の状況、あるいは「被害者の処罰意思」等を見極めつつ、具体的な警察措置を講じることとなる。諸外国の一部には、DV容疑があれば、たとえ被害者が警察の関与を辞退しても警察の判断で加害者を逮捕するシステムが法的に整備されているケースもあるが我が国においては、現在のところこのような動向は見られない。

2) DVに対してできること (DVに対して警察が負う責務)

「平成12年警察白書」ではDVに関して「夫から妻（内縁関係にある者を含む）への暴力は、家庭内の事案であることをもって犯罪とならないものではなく、刑事事件に該当する場合は、夫婦間という関係に配慮しつつ、事件化を含めて厳正かつ適切な対応につとめている。また、各都道府県警察の相談窓口の利便性を向上させたり、事情聴取に当たつては、被害者を夫から引き離して別室で行うなどし、被害者が相談・申告しやすい環境の整備を図っている」旨報告している。

具体的には、刑罰法令に抵触する事案については、被害者の処罰意志を確認し、被害状況の客観的かつ正確な把握に努めた上で、適切に事件化すること。刑罰法令に抵触しない事案についても、防犯指導や関係機関・団体等との連携、自衛策・対応策の教示あるいは必要に応じた相手方に対する指導・警告等により被害者の支援を行うよう全国都道府県警察に通達されているところであり実務的には次のような対応が考えられる。

(1) 暴力の制止

犯罪の未然防止は警察に課せられた重要な責務のひとつであり、犯罪の予防のために警察官が行う手段については、「警察官職務執行法第5条」に『警察官は、犯罪がまさに行われようとするのを認めたときは、その予防のため関係者に必要な警告を発し、又、もしその行為により人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を受ける虞があるて、急を要する場合においては、その行為を制止することができる。』と規定されている。

このため、「夫が家で暴れています。すぐに来てください。」との110番通報を受けければ、警察官は、この条文や次に説明する「保護」をまずイメージして現場に急行することになる。たとえ、犯人（夫）の逮捕や証拠品の押収といった司法手続きに移行し得なくとも、犯罪の未然防止という行政上の要請に基づいて、警察はこれにたいしょすべき責務を負っている。

つまり、「夫婦間のことであるから」とか「自分が原因で夫が暴れ出したのだから警察には頼めない」といったことは考慮する必要はないのであって、身に危険を感じたらまず110番して助けを求めるべきである。

(2) 保護

夫が、泥酔や医学上の精神病のほか、強度のヒステリー患者、強度の興奮状態にあったり社会通念上精神が正常でない状態で、自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼす虞があり、かつ家族・知人等で必要な責任ある処置ができない場合は、警察において夫を「警察官職務執行法第3条1項1号」に基づいて保護することができる。

通常、警察の保護は24時間をこえてはならないこととなっており、これによってDVの根本的な解決になり得ることはないが、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第24条（警察官の通報）」に基づき、同法第29条の都道府県知事による入院措置へ移行する重要な糸口となっている。この場合も、症状が顕著に現れ、具体的な危険を感じているような場合は、110番通報による警察官派遣を要請し、警察署に対して実情を訴え、以後の措置について相談するなどの対応が望ましい。緊急性のない場合は、警察署の総務課に広聴相談係があり、担当の警部補が相談に応じている。

一方、上記のような保護を要する夫に身の危険を感じて妻が自分を保護して欲しいと警察に申告した場合には、「警察官職務執行法」による対応はやや困難であることから、警察法第2条（生命・身体・財産の保護）を根拠に一時的に安全の確保に当たることとなる。

以上に挙げた保護の根拠法令以外に、「酒によって公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律」「犯罪者予防更正法」「少年法」「児童福祉法」「少年院法」「売春防止法」「婦人補導員法」等を根拠に保護措置を講じることとなる。

(3)相談

警察本部及び各警察署において相談担当係を置き警察相談に当たっている。

相談内容については、暴力・防犯・少年・交通・家事身上等・刑罰法令の質疑等に関する事項その他について、平日の執務時間帯は専任の相談担当者が、それ以外は、当直勤務員が面接ないし電話等により対応している。

(4)検挙

DVの中でいわゆる「暴力」と総称されるもののうち、刑事罰が問える行為（構成要件に該当する違法、有責な行為）については司法手続きに沿って事件化を図ることとなる。

加害者を逮捕し身柄を拘束したり、裁判を経て、刑事罰を課することは、加害者に対し、当該行為が社会的に容認されるものではなく、相手の個人権益に対する重大な侵害であることを強く認識（学習）させるとともに、被害者の当面の身辺の安全を確保するためにも重要な役割を果たすものと思われる。

しかしながら、こうした措置が加害者の一層の反感を買い、暴力をエスカレートさせたり、夫婦関係を決定的に破局に向かわせる可能性が高いことも事実であり、被害者が警察への被害申告をためらう最大の原因になっている。

DV関連の適用法令としては、住居侵入・住居不退去（刑法第130条）、強姦（刑法第177条）、傷害（刑法第204条）、暴行（刑法第208条）、逮捕及び監禁（刑法第220条）、脅迫（刑法第222条）等のほか、「暴力行為等処罰に関する法律」、「ストーカー規制法」等が可能性として挙げられるが、これらの法令を積極的に適用するためには、警察と被害者の良好で緊密な協調関係が必要である。

犯罪の立証に向けての被害者の留意事項としては、証拠の保全（被害状況の記録化、診断書の保管、事件の日時・場所、凶器等の特定その他）と明確な意思表示であるが、例えば傷害事件を立証するための捜査側からの関心事項としては、

- 被害者に被害申告の意志があるか
- 両者の身分関係は
- 犯行の日時は
- 犯行の現場とその状況は
- 被害（負傷）の程度や部位は
- 犯行の動機は偶発的か計画的か。犯行に至る背景は
- 凶器や準備行為の状況は
- 犯行直前の両者の状況は
- 凶器の使用状況は
- 被害者の抵抗の状況は
- 暴行と傷害の因果関係は
- 正当防衛、緊急避難による行為の有無は
- 犯行後の状況は
- 示談は
- 教唆・帮助を含め共犯者は
- 加害者のめい酌の有無等犯行時の精神状態は

等が挙げられ、これらの項目について、犯行現場での見分や事情聴取によって明らかにして行く作業を行うことになり、被害者に必要な協力を求めることがある。

(5) 関係機関・団体等との連携

被害者支援に関して、それぞれの分野でノウハウを持つ関係機関・団体等が連携して、大阪府レベルでは大阪府被害者支援会議を、地域レベルでは地域被害者支援協議会が結成され、それぞれ警察が事務局になって定期的に会議を開催している。

現時点では、未だ大半の協議会が具体的な成果や確定した活動指針を得るに至っていないものの、犯罪被害者から直接意見を聞く機会を設定したり、具体的な支援事業の発生に際して実務担当者による支援チームを結成して被害者の要望に応じようといった試みがなされている。

それぞれの関係機関・団体で認知された事案がこうしたネットワークに取り上げられることによって、さらに質の高い支援取り組みや、地域社会における被害者支援の気運の盛り上げに寄与することを期待されている。

3) 主な相談窓口の電話番号

- | | |
|-------------------|----------------------|
| ○ 総合相談室 | 06-6941-0030 (#9110) |
| ○ 女性相談コーナー | 06-6363-8181 |
| ○ ウーマンライン | 06-6767-0110 |
| ○ ちかん被害相談所 | 06-6885-1234 |
| ○ ストーカー110番 | 06-6767-2110 |
| ○ チャイルド・レスキュー110番 | 06-6772-7076 |

地域別

III章. コラムアセスメント

1. 就学支援について

子どもが就学する場合、通学路や学校を通して、母子の身元がわかりやすくなり、生命への危険性が高くなる。しかし、子どもには教育を受ける権利があり、ある一定の場所に居住することが可能になった場合には、子どもに対して就学援助をしていくことが必要である。

DVの場合、被害者のおかれている状況は様々であり、生命に危険を伴うことが多く、機関同士が連携をとり、個別の対応が必要である。そのためには、学校や教育委員会、区役所、市役所などに十分な相談を行うことをすすめる。十分な相談を行えば、以下のような就学支援を受けることができる。

1) 就学手続きについて

(1) 新1年生の場合

住民票基本台帳に従って、就学時健康診断の通知書は10月より小学校から、就学通知書は1月より区役所（市役所）から、保護者宛に送られてくる。就学通知書どおりの小学校に入学する場合は、特に手続きの必要はない（入学説明会などのお知らせが随時送られてくる）。また、通知書がない場合や住民票の異動をすることができず、別の小学校に入学したいなど特別事情があるときは、相談のうえ手続きをする必要がある。

しかし、これらの手続きに関しては、区、市町村によって違いがあるため、それぞれ問い合わせをして確認をすることが必要である。

(2) 転居の場合

転校の手続きには住民票の異動が必要であるが、住民票を異動していない場合でも手続きが行え、学校側の子どもの受け入れは可能である。子どもは翌日より、通学することができる。

また、施設に入所し、施設に住民票を異動した場合には施設の在寮証明を持参すると手続きは可能である。手続きの方法は新1年生と同様。

転校先がわからないようにするための配慮が必要である。そのためには、区役所、市役所間での連絡の調整が必要なので相談することが必要である。

(3) 学校の選択

学校には、普通学級、養護学級、養護学校の3種類があり、保護者が選択する事ができる。養護学校は、各市にあるので居住地から一番近い養護学校に通学する事になる場合が多い。

2) 就学に必要な資金援助について

(1) 就学援助費：経済的な理由で子どもを学校へ通わせることが困難な家庭に対する就学援助の制度で、学用品・学校給食費・修学旅行費・校内活動費等の援助が受けられること。支給が認められた場合には、支給額は同一である（ただし、生活保護世帯は教育扶助を受給するため、修学援助制度からは、修学旅行費のみの支給である）。

<手続きの方法>

前年度の所得証明書等をもとに支給の可否が決定される。支給時期・支給金額・支給方法は、区や市町村によって異なることが多いため、子どもが通学する小・中学校や教育委員会に問い合わせをして確認していくことをすすめる。

- (2)新1年生（小学校・中学校）の場合には入学準備金が支給される。
- (3)奨学金の貸与制度：経済的な理由により、高校や大学に修学が困難な生徒・学生に対し、奨学金を貸与している。
- (4)その他、細かい内容については、各区、各市町村に問い合わせをして確認をすることが必要である。

3) その他

(1)制服の貸与について

保護者交換会等がある地域があり、卒業された子どもの制服を学校側が保管している場合があるので、子どもの体型にあう制服を貸与することができる。

(2)教科書について

教科書は支給されるが、間に合わない場合は貸与してもらえる場合がある。

2. アルコール問題

アルコールが暴力の直接的原因といえないまでもなんらかの関係があることは確かである。普段おとなしい人が酔うと暴力を振るう、酒を飲み続けて仕事にいかない、家にお金を入れずに酒代に替わるなどといったことが起こる。お酒をやめてほしいと言うと暴力をふるわれるので恐くて言えなかつたという話も聞かれる。飲酒が原因で問題を起こしたことではないという人もなかにはいるが、お酒を飲み続ける姿を見るだけでも家族に与える心理的影響は大きい。

飲み続けることにより家族のはたす役割や機能も損なわれていく。夫に代わって妻が働きにでるようになり、父親としての役割や責任も果たさなければならなくなる。飲み続ける夫に対する期待度は小さくなると同時に飲酒し続ける本人もまた失敗を繰り返すことにより自尊心が低下してくる。こうした夫婦の歪んだ関係は子どもの発達にも影響を与え、情緒障害、不登校、非行といった問題に発展していくこともある。

アルコール依存症はこのように家族を巻き込む病気であるが、本人にとっても死に至る可能性が高く、進行性の恐ろしい病気である。飲み続けることにより信用を失い、仕事や家族を失い最後には命まで落とすこともある。意志が弱いからやめられないといったことが聞くが、意志が強い、弱いといった問題ではなく、アルコールは依存性の薬物であり、連用すると耐性が生じ飲酒のコントロールができなくなる病気である。たとえ10年、20年断酒したとしても一杯の酒を飲めばコントロールがきかないために連續飲酒に陥ってしまう。アルコール依存症から回復には本人とともに家族も正しいアルコール依存症についての知識をもつ必要がある。アルコール依存症者に巻き込まれず、そして自分自身を見失わないためにも、家族がとるべき態度、とてはならない態度についても学ぶ必要がある。夫、恋人に飲酒問題がある場合、まず保健所や精神保健福祉センターへ相談に行くとよい。精神科医、精神保健福祉相談員や保健婦が相談に応じ、必要であればアルコール依存症の専門クリニック、専門病院等を紹介してもらえる。また、酒害教室や家族グループをもつ保健所もあり、グループ相談の場を設けている。

アルコール専門医療機関ではアルコールによる離脱症状（禁断症状）への対応・身体疾患に対する内科的治療を行いながら本人、家族の飲酒問題に対する否認に取り組む。また専門医療機関には断酒に向けた教育治療プログラムがあり、患者は依存症という病気の知識を得、自らの体験談を語ることにより自己洞察を深める。最終的には自助グループにつながることで依存症からの回復をめざす。こうした医療機関にも家族教室があり、依存症に巻き込まれた家族が深く傷ついた心を癒し、病気の知識を高めて新しい対処の仕方を学ぶことができる。

アルコール依存症者のための断酒会、AAといった自助グループがある。また、アルコール依存症者の家族のための自助グループにはA I - A n o n がある。家族または本人とともに断酒会に出席することができる。他、A K K, A S Kといったアルコール問題に関する市民団体も飲酒問題の相談に応じている。

3. 性被害に対する医学的サポート

夫婦や恋人からの性被害の場合には、誰にも相談できずに一人で悩む場合が多いと思われ、実際のDV被害者数の割に医療機関を訪れている例は少ないようだ。また、外傷や感染症で訪れたとしても、原因が性暴力であることを告げるものは少ない。

女性にとって性被害は暴力を受けた時の苦しみにも勝る苦悩を後々まで被害者に与える。つまり、心的外傷、感染症・外傷など身体疾患、妊娠、と心身に与える影響は非常に多くどれもができるだけ早い医療機関への相談が望まれるものもある。たとえ幼小児の場合でも小児科の受診とともに、産婦人科的診療も受けすることが望ましい。つらいことではあるが、被害がさらに大きく深くならないうちに、診療をうける必要がある。また事件として告発を考える場合は、暴行時の受傷状況の診断結果や被疑者特定のための精子などの鑑定結果が必要になることもある。しかし、残念ながら現在のところDVなど性暴力に対して、特に医療制度が定まっているわけではない。実際に言いづらい症状で複数の施設を受診することは、さらに心的被害をつくる事になりかねないが、被害者の将来のために重要なことである。同一施設での対応が可能になることが望ましいが、日本では現在まだその点で十分な対応ができる施設はないといえる。また、実際に肉体的虐待はなくとも、言葉の暴力での性的虐待も存在する。その場合どこからを暴力と判断するかは困難だが、十分なケアを要することにはかわりはない。

ここでは、現状での、被害者の心身の健康のために考慮すべき点と相談診療科につき簡単にまとめて見た。

性暴力による心身被害相談

(1) 相談機関：産婦人科

直後	数日から数週間	数ヶ月～それ以降
性感染症 予防投与（抗生物質）	急性症状の検査と治療	慢性症状の検査と治療 (性交痛・不妊症など) HIVなどのウイルス疾患の 検査（2～3ヶ月後）
妊娠 性交後72時間以内のホルモン剤内服による妊娠成立の予防（ホルモン剤使用の可否は医師の判断による）	妊娠の有無の確認・中絶を望む場合の相談と治療 (できるだけ早期に受診、ただし妊娠の確認ができるのは性交後2～3週間以降) 妊娠継続の管理(流産・感染・薬物や暴力の影響)	妊娠継続を望んだ場合の管理 妊娠期間の暴力による早産などへの対応（できるだけ早期に受診する勇気がでたとき）
性器外傷 受傷の有無と部位の確認（法的手段をとる場合に受傷程度の診断が重要） 受傷部位の治療	受傷による後遺症の有無の確認と治療（排尿時疼痛、外陰部疼痛、搔痒、性交時疼痛、性恐怖、性嫌悪）	不妊症、性交障害 慢性的な心身の症状に対する治療
その他 処女膜の状態、膣内精子の採取と確認、器具などの残留（膣内など）の有無		

(2) 相談機関：精神神経科、心理カウンセラー、心身医療施設（内科、婦人科、小児科系）

直後	数日から数週間	以降
心的被害 受傷時の恐怖、不安に対する投薬やカウンセリング	心的被害の状況の確認と治療、カウンセリング 恐怖、不安、強迫症状、うつ症状	P.T.S.Dなどの長期管理 幼児期などに既往被害のトラウマを原因とする後期発症（性癖異常、性交恐怖）の心的症状の管理

その他に暴力的性交の場合、膀胱炎や腎盂腎炎などの泌尿器系障害や外傷や内臓・脳の受傷、（救命救急の項参照）なども考えられる。性感染症には皮膚科で対応することもある。また、ストレスによる各症状の内科・小児科の治療、肝炎などのウイルス疾患に対する予防や治療のために各専門科の受診が必要となることもある。また、暴行時に薬物を強要させられていることもありその管理も必要である。

4. 福祉制度

1) 生活保護

DVで夫や恋人のもとから避難し、新たな生活を始めるための経済的基盤を確保するために、生活保護は有効な手段であるが、貯金などの資産や就労能力、他の制度の活用、親族の扶養義務の履行が前提となるため、生活保護を受けることが困難な場合も多い。健康な単身女性の場合、たとえ貯金や親族の援助が皆無でも、就労能力が活用できるということで保護受給は困難な現状にある。比較的保護を受けやすい事例は、子ども連れて緊急一時保護制度を利用して母子生活支援施設などに入所する場合である。そこから母子生活支援施設に正式入所する場合も生活保護で必要最小限であるが食器や調理道具、寝具などの費用を支給してくれる場合も多い。母子生活支援施設に入所する場合には、たとえ離婚が成立していないなくても本人の離婚の意思が明確であるとして、夫の生活保持義務関係（強い扶養義務）は求められないためである。しかし、離婚が成立していなければ離婚の意思が明確でないとして、夫の生活保持義務関係を理由に断られる場合もある。さらに、DVの知識が不足している面接相談員の場合には、面接に相当な精神的エネルギーを必要とする場合も多い。また受付面接時には、夫に扶養援助どころか居場所さえ知られると困ることを初めにはつきりと伝えておく必要がある。生活保護は、生活、住宅、教育、医療、介護、出産、生業、葬祭扶助の8種類からなる。

生活保護を受けるためには、管轄の福祉事務所で申請を行うことになる。申請が受理されると福祉事務所は必要な調査を行い、原則として14日以内に決定しなければならない。保護が開始されると最低生活の保障の他に、ケースワーカーから生活上の諸問題に関する相談や助言を受けることもできる。

表1. 保護の種類（8種類）

種類	内容
生活扶助	食費・衣料など個人単位の部分と光熱水費など世帯単位の部分及び母子加算・障害者加算など加算部分からなる
住宅扶助	家賃部分にあてられるもの。他に敷金や家屋補修費の支給もある
教育扶助	義務教育を受けるために必要な費用にあてられるもの
医療扶助	一般診療、歯科診療、調剤、施術、治療材料などにあてられるもの
介護扶助	介護のための費用
出産扶助	出産のための費用にあてられるもの
生業扶助	事業を始めるための費用の他、技能修得費、就職支度費がある
葬祭扶助	葬儀を行うための費用

2) 児童扶養手当（表2参照）

児童扶養手当の支給要件は離婚や遺棄（夫から1年以上継続して音信が無い場合）などにより父に扶養されていないことであるため、DVの場合即座に利用は非常に困難である。申請に当たっては、離婚あるいは遺棄の要件が成立していることが前提となる。住民票を異動せずに申請も可能だがその場合、現住所地ではなく住民票をおいている市区町村の担当課で申請する必要がある（住民票を置いている都道府県から転出している場合には現住所地の市区町村役場で申請）。手当の月額は受給者及び同居の扶養親族の所得により2段階になっており、児童1人では42,370（あるいは28,350）円で、2人では5,000円増、以後1人増す毎に3,000円増となる。4・8・12月に前月までの4ヶ月分が支給される。

3) 特別児童扶養手当

身体や精神に中程度異常の障害のある児童を扶養している親や養育者に対して支給される。ただし、児童が生活施設入所中の場合などには支給されない。児童扶養手当と重複して支給される。支給には各市区町村の担当課で申請する必要がある。受給者及び同居の扶養親族の所得により制限がある。手当の月額は障害の程度により2段階になっており、重度（1級）では51,550円、中度（2級）では34,330円である。4・8・11月に前月までの4ヶ月分が支給される。

4) 児童手当

小学校入学前の児童を養育している人に対して支給される。ただし、児童が生活施設入所中の場合などには支給されない。児童扶養手当などと重複して支給される。支給には各市区町村の担当課で申請する必要がある。受給者及び同居の扶養親族の所得により制限がある。手当の月額は第1子と第2子には5,000円ずつ、第3子以降10,000円増となる。2・6・10月に前月までの4ヶ月分が支給される。

5) 母子・寡婦福祉資金の貸付（表3参照）

母子家庭や寡婦の経済的自立や生活の安定、児童の福祉を図るために、無利子または低利子で貸付を受けることができる。児童扶養手当同様、貸付の要件は離婚や遺棄（夫から1年以上継続して音信が無い場合）などにより父に扶養されていないことであるため、DVの場合即座に利用は非常に困難である。申請に当たっては、離婚あるいは遺棄の要件が成立していることが前提となる。貸付には、事業開始、事業継続、技能習得、修業、就職支度、医療介護、住宅、生活、転宅、結婚、児童扶養、修学、就学支度の13種類がある。貸付には独立した生計を営む連帯保証人が必要である。申請は各市区町村の担当課で行う必要がある。

この他に、母子対象の小口生活資金や生活福祉資金、緊急援護資金などの貸付制度があり、それぞれに条件や窓口が異なる。

6) 母子生活支援施設（旧母子寮）への入所

さまざまな理由により住居を確保する必要がある場合などに子どもを連れて入所することができる施設である。DVで利用している人も多く、男性から探されるおそれがある場合には遠隔地の母子生活支援施設に入所を希望する事もできる（広域入所）。本来児童福祉施設であり母子での利用が原則であったが、近年単身女性でも利用可能となった。入所に際して必要最小限であるが食器や調理道具、寝具など日用品を支給する制度もある。入所するためには各市区町村の担当課で申し込む必要がある。入所後は、施設の指導員などから生活上の諸問題について相談・助言を受けることができる。費用は、昨年の所得税額などに応じて決定される。市町村によっては、緊急に保護を要する母子が一時的に保護を受けることができる緊急一時保護を母子生活支援施設で実施している場合もある。

7) 保育所への入所

就労や療養などにより保護者が保育できない場合や児童が障害を持つ場合などに、小学校就学前の児童を保育所に入所させることができる。費用は、昨年の所得税額などに応じて決定される。

認可保育所への入所には、各市区町村の担当課で申請する必要がある。定員の関係で満員の場合には空きを待たなければならない。空きを待つ間、無認可の共同保育所へ入所させる場合や学童保育所への入所は、施設に直接申込をする。その他、市町村によっては一時保育や休日保育、病後児デイサービスなどを行っている場合がある。

8) 母子家庭医療費助成

国民健康保険や社会保険等に加入している母子家庭の児童と母あるいは養育者に対し、保険診療の自己負担分などについて助成される。受給者及び同居の扶養親族の所得により制限がある。助成を受けるためには、各市区町村の担当課で申請する必要がある。児童扶養手当同様、助成の要件は離婚や遺棄（夫から1年以上継続して音信が無い場合）などにより父に扶養されていないことであるため、DVの場合即座に利用は非常に困難である。

9) その他の制度

特別寡婦控除などによる所得税や市町村民税などの軽減や、預金利子非課税制度、福祉定期預金制度などがある。これらも離婚や児童扶養手当受給資格などが要件となるためDVの場合即座に利用は非常に困難である。

また、市町村によっては、緊急時の介護人の派遣制度や市営交通機関や上下水道料金等の割引制度を設けているところがある。

別表2 児童扶養手当の月額及び所得制限限度額一覧表

手当の月額

児童数	Aの額未満（全部支給）	Bの額未満（全部支給）
1人	42,370円	28,350円
2人	47,370円	33,350円
3人	50,370円	36,350円
備考	以降1人増す毎に3,000円加算	

所得制限限度額表

母又は養育者の所得額が下表Aの額未満の場合は、全部支給。

母又は養育者の所得額が下表Aの額以上、Bの額未満の場合は、一部支給。

母又は養育者の所得額が下表Bの額以上の場合は、支給停止。

同居の扶養義務者等の所得額が下表のCの額以上の場合は、支給停止。

扶養親族等の数	平成11年度分所得		
	母又は養育者		配偶者・扶養義務者 孤児等の養育者
	A	B	C
0人	458,000円	1540,000円	2360,000円
1人	904,000円	1920,000円	2740,000円
2人	1326,000円	2300,000円	3120,000円
3人	1748,000円	2680,000円	3500,000円
4人	2170,000円	3060,000円	3880,000円
5人	2592,000円	3440,000円	4260,000円
備考	以下1人増す毎に 422,000円加算	以下1人増す毎に 380,000円加算	以下1人増す毎に 380,000円加算
	70歳以上の老人扶養親族及び 70歳以上の老人扶養親族がある場合は、1人に つきそれぞれ10万円、15万円が加算	70歳以上の老人扶養親族がある場合は1人に つき6万円加算	

*この表は、前年の所得額より下記の諸控除を差し引いた後の額です。

諸控除一覧表

社会保険料相当額	80,000円	勤労学生控除	270,000円
特別寡婦控除	350,000円	配偶者特別控除	控除相当額
寡婦控除	270,000円	雑損控除	控除相当額
特別障害者控除	350,000円	医療費控除	控除相当額
障害者控除	270,000円	小規模企業共済等	控除相当額
老年者控除	500,000円	掛け金控除	

(別表3)母子・寡婦福祉資金一覧表

資金種類	資金の内訳	貸付限度額	据置期間	償還期間	利率
事業開始	事業を開始するのに必要な設備などを購入するための資金	2830000円	1年	7年以内	無利子
事業継続	現在の事業を継続するのに必要な商品などを購入するための資金	1420000円	6ヶ月	7年以内	無利子
技能修得	母が就労に必要な知識技能を習得するために必要な資金(運転免許取得の場合)	月額50000円 (特別450000円)	6ヶ月	10年以内	無利子
修業	児童が就労に必要な知識技能を習得するために必要な資金(運転免許取得の場合)	月額50000円 (特別450000円)	6ヶ月	6年以内	無利子
就職支度	母や児童が就労するために必要な被服等を購入する資金(自動車購入の場合)	100000円 (特別320000円)	1年	6年以内	無利子
医療介護	母や児童が医療を受けるために必要な資金	250000円 (非課税440000円)	6ヶ月	5年以内	無利子
住宅	住宅の購入・補修等に必要な資金	1500000円 (特別2000000円)	6ヶ月	6年以内 (特別7年以内)	年3%
生活	技能習得・療養資金借受中または母子となって6年以内の一時的生活困窮時の生活費補給資金	生計中心月103000円 (その他月69000円)	6ヶ月	技能10年以内 療養5年以内 生活8年以内	技能無利子 療養無利子 生活年3%
転宅	住宅を移転するため住宅の賃貸に際し必要な資金	260000円	6ヶ月	3年以内	年3%
結婚	子どもの結婚に際し必要な資金	300000円	6ヶ月	5年以内	年3%
児童扶養	児童扶養手当の支給停止期間中の生活費補給資金	月額42370円	6ヶ月	10年以内	無利子
修学	高校・大学等に就学するための授業料等に必要な資金	高校から大学まで それぞれ限度額あり	卒業後 6ヶ月	20年以内	無利子
就学支度	就学するために必要な被服等に必要な資金	小学校から大学まで それぞれ限度額あり	卒業後 6ヶ月	20年以内	無利子

5. 公営住宅への入居

申込み用紙は府庁・府税事務所（府民情報プラザ）・市役所・町役場や、住宅管理センターなどで配付されている。申込みは、用紙に必要事項を記入のうえ、郵送（あるいは持参）で可能。抽選の結果は、はがきで返送されることが多い。当選してもすぐに入居できるわけではなく、数か月の待機が必要な場合もある。家賃は収入に応じて決定され、比較的低額となることから、生活の安定に有効である。ただし、母子世帯として入居申込みをするためには、離婚が成立していることが必要となる。

・大阪府営住宅……入居対象者によって、いくつかの募集区分がつくられている。

総合募集には、福祉世帯向け住宅の枠がもうけられ、母子や生活保護受給中の単身者は申込みが可能。入居対象者が限定されており、当選倍率の優遇となる。募集時期は、5・11月。

[問い合わせ先] (財) 大阪府住宅管理センター 募集サービス課

大阪市中央区天満橋京町2-13 松村ビル8階

TEL: 06-6375-7171

・大阪府内の市・町営住宅

大阪市営住宅……2・7月に行われる一般世帯向け募集や単身者（50才以上。生活保護受給者など）向け空家募集のほかに、別枠（福祉住宅）募集が5月上旬に行われている。母子世帯などに対象が限定され、当選倍率の優遇となる。

[問い合わせ先] 一般募集…大阪市住宅供給公社 募集係

大阪市北区天満橋6-4-20

住まい情報センター5階

TEL: 06-6882-7024

別枠募集…大阪市民生局児童福祉推進課

(母子住宅) TEL: 06-6208-8034

その他の市・町営住宅……公営住宅を持っている市・町は、

市…豊中・池田・箕面・吹田・茨木・摂津・高槻・東大阪・枚方・寝屋川・交野・守口・門真・四條畷・大東・堺・八尾・藤井寺・松原・羽曳野・富田林・河内長野・高石・泉大津・和泉・岸和田・貝塚・泉佐野・泉南町…島本（三島郡）・能勢・豊能（豊能郡）・岬・熊取・田尻（泉南郡）・忠岡（泉北郡）

募集時期やその条件は異なるため、各市・町の住宅担当課に直接問い合わせ、確認することが必要である。住宅の数が少なく、募集が不定期に行われるところもある。

6. 就労支援について

ハローワーク（公共職業安定所）では、求人情報の提供、各種職業相談、指導、紹介を行っている。府内に16か所あり、利用時間は、原則的に平日の9～17時。広域の求人状況をパソコンやファイルで自由に検索し、希望の仕事があれば、事業者への紹介（連絡や面接の日程調整）が行われる。

また、求職者に技能を身につけることが必要な場合には、受講指示によって、職業訓練を受けることができる。

ほかには府内5か所（うめだ・さかい・せんり・藤井寺・貝塚）のパートバンクやパートサテライト（パートタイマー希望者対象）、ユースハローワーク（30歳くらいまでの若年者専用）、ハローワークヴィング（育児・家事と仕事の両立についての相談ができる）などの機関がある。目的や必要とする情報によって使い分けるとよい。

府内には、7つの高等技術専門校があり、経理事務やOA事務、介護サービスなどのコースが設置されている。期間は6ヶ月～2年。失業給付を受給中の人には、支給期間が延長される。授業料は無料だが、教材費等は実費負担である。ハローワークからの受講指示を受けると、訓練手当や教材費が支給されることもあるため、まずは職業相談を活用し、求職活動や職業訓練への明確な意志表示を行うことが有効である。

名 称	所 在 地	TEL
ハローワーク大阪東	大阪市中央区農人橋2-1-36 ピップビル1～3F	06-6942-477
ワークプラザうめだ	大阪市北区西天満6-3-16 梅田ステートビル内	06-6367-0991
ハローワーク大阪西	大阪市港区南市岡1-2-34	06-6582-5271
ハローワーク阿倍野	大阪市阿倍野区文の里1-4-2	06-6628-5051
ハローワーク淀川	大阪市淀川区十三本町3-4-11	06-6302-4771
ハローワーク布施	東大阪市長栄寺7-6	06-6782-4221
ハローワーク堺	堺市大浜北町1-7-17	0722-38-8301
ハローワーク岸和田	岸和田市作才町1264	0724-31-5541
ハローワーク池田	池田市栄本町12-9	0727-51-2595
ハローワーク泉大津	泉大津市旭町22-9	0725-32-5181
ハローワーク河内柏原	柏原市堂島町1-22	0729-72-0081
ハローワーク枚方	枚方市大垣内町2-9-21	072-841-3363
ハローワーク泉佐野	泉佐野市上町2-1-20	0724-63-0565
ハローワーク茨木	茨木市東中条町1-12	0726-23-2551
ハローワーク河内長野	河内長野市昭栄町7-27	0721-53-3081
ハローワーク門真	門真市殿島町6-4 守口門真商工会館4階	06-6906-6831

7. 自助グループ

民間シェルター「女のかけこみ寺・生野学園」を利用している女性たちは、DVなど何らかの理由でやつとのことでシェルターへたどり着いた、という共通点がある以外は、皆初対面で年齢も子どもの有無も今までの生活暦もすべて異なる。

しかし、シェルターでしばらくの間共同生活を送るうち、女性たちはお互いにつらかった経験を語り合い、新しい生活を始める決心をした自分たちを認め合い、励まし合い、心の傷を少しずつ癒していくようになる。ほんの少しでも早くシェルターに来ている女性は、後から来る女性をあたたかい言葉で迎え、ふとんをひいたり、食事の用意をしたり、シェルターの中の案内をしたりしてくれる。単身の女性が子どもの面倒をみてその母親の手助けをしたり、料理や食事など得意なことを分担し合ったり、ときにはお茶を飲みながら深夜まで話をしたり、いつの間にか深いつながりが生まれてくる。

身近な人たちとの関係を断たれ孤立して、着のみ着のままで家を出てきて、シェルターで出会った同じ経験をした女性たちはかけがえのない関係をつくっていく。「自分を飾るものが何にも無いときに会って、生涯の友人ができた」と語る女性もいる。はじめから形のない自然な女性どうしのつながり＝「自助グループ」の生まれるところ、それが民間シェルターでもある。

こうしたつながりはシェルターを出てからも続き、お互いに近況報告をして励まし合ったり、賃貸アパートや仕事の情報を交換し合ったり、シェルターを拠点に小さな集まりを開いたり、自由な形で発展していく。残念ながら、女性たちが自立して社会で生きていくのはだやすいことではない。しかし、「ひとりではない」ことがどんなに女性たちを勇気付けることか。

「女のかけこみ寺・生野学園」では、先にあげたような自由な女性たちの集まりとは別に、「元気会」と称するシェルター利用者の食事会・交流会を月1回開いている。ここではさらに、現在シェルターを利用している女性とすでにシェルターを出て自立している女性とが出会い、語り合い、支え合い、力をもらって帰っていく。ときにはシェルターを離れ、カラオケに興じたり、温泉に出かけることもある。毎月この日が待ち遠しいという声もある。

生きるのがつらいとき、ありのままの自分を安心して語ることができ、それを受け入れてくれる仲間がいれば、1人では通れなかつた道がおのずと開かれてくることもある。一步踏み出してみれば、素晴らしい出会いが待っているかもしれない。悩んでいるのは決して自分ひとりではない。

メンバー相互の支え合いを目的とした様々な自助グループを持っているところはまだ少ないが、今後こうした自助グループがあちこちで発展し、女性たちが出会い、支え合う場が少しでも多くできればよいと願う。

8. 離婚について

1) 離婚の方法

婚姻中の夫婦が離婚をする場合、わが国では、協議離婚、調停離婚、審判離婚、裁判離婚が認められている。

協議離婚は、婚姻中の夫婦が離婚について合意し、協議離婚届用紙に署名・押印をして戸籍役場に届出をした時点で成立する。

調停離婚は、夫婦の一方が家庭裁判所に離婚を求める夫婦関係調整の調停を申し立て、調停の手続の中で離婚の合意ができ、離婚についての調停調書が作成されることによって成立する。

審判離婚は、家庭裁判所が調停に付されている離婚事件につき、調停に代わる審判という形式で成立させる方法である。

裁判離婚は、夫婦の一方が地方裁判所に離婚の判決を求める訴えを提起し、法律で定められた離婚原因がある場合に、相手方の同意がなくても離婚が認められる方法である。

2) 離婚調停の手続

当事者間で離婚についての協議が調わないときは、まず家庭裁判所に調停の申立をする。調停の申立は、書面または口頭でき、全国の家庭裁判所に定型化された申立書を備え付け、記入例とともに無料配布している。

家庭裁判所は、調停委員の選任及び調停期日の指定をし、調停期日に調停委員が申立人、相手方から事情を聴取し、必要に応じて家事調査官によるカウンセリングや調査等を行う。当事者間に離婚の合意が得られれば離婚が成立する。

3) 審判離婚

実質的に離婚など主要な点について合意ができているが、親権者の指定、養育費、財産分与等付隨的部について合意ができない場合などにおいて利用されるが、その割合は極めて少ない。

4) 裁判離婚

[離婚原因]

- (1)配偶者に不貞行為があったとき。
 - (2)配偶者から悪意で遺棄されたとき。
 - (3)配偶者の生死が3年以上明らかでないとき。
 - (4)配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき。
 - (5)その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき。
- (1)から(5)のうちどれかに該当すると裁判所が判断すれば、裁判離婚が成立する。
- DV行為の場合、(5)に該当すると考えられる。

5) 効果

- (1) 婚姻によって氏を変更したものは離婚によって復氏するのを原則とし、離婚から3ヶ月以内に届出をすることによって離婚時に称していた氏を称することができる。
- (2) 当然のことながら、同居協力扶助義務、貞操義務は消滅する。
- (3) 未成年の子がいる場合、父母のいずれかを親権者とする。
- (4) 親権者とは別に監護者を決定できる。
- (5) 親権ないし監護権に基づく子の引渡請求が認められる。
- (6) 親権ないし監護権を有しない親は、子と交渉を持つ権利（面接交渉権）が認められる。
- (7) 異居後の未成熟子の養育に必要な費用（養育費）を請求できる。
- (8) 財産分与を請求できる。
- (9) 慰謝料を請求できる（なお、既に財産分与が行われた場合、それが慰謝料の要素を含めた趣旨とは解されないか、精神的苦痛を慰謝するに足りないと認められる場合には、慰謝料を請求すると解されている。）

9. 電話相談

1) 電話相談とは

電話相談とは、生活しているなかで、いろいろな問題に直面し、援助を必要とする方に対して、専門的訓練を受けた相談員が、電話を通じて一対一の非対面での相互の話し合いを行うことによって、問題解決を援助することを指す。1971年に東京で「いのちの電話」が誕生し、それ以来、さまざまな問題領域において電話相談が次々に開設され、今では1つの大きな相談ジャンルとなっている。

2) 電話相談と通常カウンセリングとの違い

電話では、直接対面して会話するよりも、侵される不安を感じずに人とふれあえることが可能であり、その特性が電話相談にも活かされている。

電話相談は相談者と相談員が一対一の非対面で行われ、1回の相談時間も制限がなく、相談料は無料、そして相談者はいつでも好きなときに掛けられるという点で、「治療構造」がほとんどない。こうした無構造という点が電話相談の最大の特徴である。相談者はいつでもどこからでも何回でも掛けることができ、切りたくないればいつでも切ることができるという点で、相談者の主導性が相談員よりも優位である。そのおかげで、相談者は相談員に侵される心配が少なく、安心して自分の思いを話すことができる。また、相談者と相談員のお互いの匿名性が、互いを社会的役割から自由にさせ、安心して日常よりも自由な自己表現を可能にする。さらに、音声のみのコミュニケーションは対面するよりもお互いの親近感や安心感が強まるため、話しくさがやわらぐという特徴もある。

3) DV被害と電話相談

DVの被害に遭われた場合、電話相談なら自分の都合の良いときに相談することができる。こうしたことから、電話相談はさまざまな援助を受ける最初の窓口になることが多い。最近ではDVが社会問題であるという認識が深まり、女性問題を専門とする電話相談ではDVに関する相談にも対応できるようになっているので、どんなことでも困ったときは気軽に相談されたい。以下に大阪府下にある主要な電話相談リストを掲載しておく。

4) DVに関する電話相談リスト

相談窓口	相談内容	DV相談	開設日時	電話番号	
ドーンセンター(大阪府立女性総合センター)	女性に関するいろいろな悩みについての相談	情報提供 こころの相談	月・火・木・金 10:00~16:00 18:00~20:00 土・日・祝 10:00~16:00	06-6937-7800	
大阪府女性相談センター	女性に関するいろいろな悩みについての相談		月~金 9:30~16:30	06-6725-8511	
大阪府女性相談センター(みなみ相談コーナー)	女性に関するいろいろな悩みについての相談		毎日 受付は 9:00~20:30 (年末・年始のみ休み)	06-6761-7181	
警察相談(大阪府警本部)	警察への意見・要望や事件事故等に関する相談	情報提供	月~金(祝日を除く) 9:00~17:00	06-6767-0110	
大阪府立こころの健康総合センター	こころに関する相談(府民のみ利用可能)	情報提供 心理相談	月~金(祝祭日を除く) 9:30~17:30 (12~13時は休)	06-6691-2811	
クレオ大阪北 06-6320-6300	北	西	南	東	
クレオ大阪西 06-6460-7800	女性の一般相談 (DVに関する相談も含む)	火・木・金・日 10:00~12:00 火~日 13:00~16:00 水・金・土 17:30~20:30	火・水・木・日 10:00~12:00 火~日 13:00~16:00 火・金・土 17:30~20:30	水・木・土・日 10:00~12:00 火~日 13:00~16:00 火・水・木 17:30~20:30	火・金・土・日 10:00~12:00 火~日 13:00~16:00 水・金・土 17:30~20:30
クレオ大阪南 06-6705-1100	自立に關わる相談 (クレオ大阪西は除く)	水曜日 17:30~20:30 木曜日 13:00~16:00		水曜日 10:00~12:00 木曜日 13:00~16:00	水曜日 13:00~16:00 木曜日 17:30~20:30
クレオ大阪東 06-6965-1200	弁護士相談 (クレオ大阪西のみ)		火曜日 13:00~16:00 金曜日 17:30~20:30		

相談窓口	相談内容	DV相談	開設日時	電話番号
関西いのちの電話	生命に直結した危機を回避するために悩みを聴き心の支えになる		毎日 24 時間受付	06-6309-1121
子どもの虐待ホットライン (児童虐待防止協会)	心理的な助言、具体的な助言、専門機関の紹介、継続相談(電話カウンセリング)、児童虐待に関する情報の提供		月～金(祝日を除く) 11:00～17:00	06-6762-0088
日本DV防止・情報センター	DV防止に向けての社会的啓発(書籍の出版)、被害者への支援活動(医療、弁護、シェルター等)の情報提供	情報提供	月・水・金 10:00～14:00	078-822-0284 (FAXも同じ)
性暴力を許さない女の会	性暴力被害のための電話相談		火 19:00～21:00	06-6332-2313
ウイメンズセンター大阪	女性の産科・婦人科に関する悩みの相談		第1～3の木曜 13:00～20:00	06-6930-7666
大阪被害者相談室	犯罪や災害の被害に遭われた方のこころの相談	情報提供 心理相談	月～金(祝日を除く) 10:00～16:00	06-6871-6365
子どもの人権110番	子どもの人権に関する相談に弁護士が応じる		水曜日 15:00～17:00	06-6364-6251
プライベートアイ	法律相談:DV問題に詳しい弁護士の紹介 心理カウンセリング:専門のカウンセリングの紹介 一時避難:絶対安全な場所の移動から、避難後のカウンセリング 証拠の収集:法的手段に訴えるための証拠の収集			0120-51-2641 06-6543-3950

10. 男性プログラム

私たちは、暴力を振るう男性にひとつの性向があり、被害女性にもタイプがあるのではないかと考えがちですが、しかし残念ながら、ドメスティック・バイオレンス（DV）は、すべての女性が被害を受ける可能性があり、すべての男性が加害者となる可能性があります。それはDVが、男性が幼いころから学習してきた「男らしさ」によって引き起こされてているという意味においてです。

「男性は男らしく、女性は女らしくあるべきだ」。この考え方をジェンダー（社会的文化的性差）といいます。私たちは、こんな考え方をごくあたりまえのように受けとめ、「男役割」「女役割」を分けて受け持つことを常識とする文化のなかで生まれ育ってきました。

私たちは、「男らしさ」や「女らしさ」から抜け出て、個性豊かに自分らしくありたいと行動をおこそうとすると、「男のくせに」「女だてらに」と世間から白い眼でみられることがたびたびでした。

「男らしくあれ」とはどういうことでしょうか。「男のメンツ」「男の汚券」って何でしょうか。これらの言葉で男性に求められていることに、「弱音をはかない」「一家の大黒柱」「強くたくましく」「夫唱婦隨」「頼り甲斐ある夫」などがあります。どうも、男性が、幼いころから教え込まれてきた「男らしく生きよ」という教えが、暴力夫を生み出しているといえそうです。男性だけではありません。女性も「男性は強くなくっちゃ」と思い込み、男性に強さを求める。

1990年代初め、関西から始まったメンズリブ市民活動は、「男らしさ」を問い合わせ直し「互いの個性尊重」「役割規範からの自由」をめざした取り組みをしてきました。その取り組みのひとつが、男性に向けての「暴力なしで暮らす方法」の提案でした。男女間だけでなく、自分の腕力や社会的地位、経済力をかさにきて、他社をコントロールすることをいさめる活動ともいえます。ドメスティック・バイオレンス加害男性への「男の非暴力ワークショップ」も、そうしたもののひとつです。

2000年度はドーンセンターと共に、春と秋に「男の非暴力ワークショップ」（週1回を6週間）を開催。また、修了者を対象に、月2回の「非暴力を語る会」を開いています。心理テストやボディーワークを取り入れ、まずは己を知り、怒りの感情との付き合い方を学習するともいえます。

6回の構成は「出会いのワークショップ」「感情を伝える(1)自分の感情パターンを知る」「感情を伝える(2)感情を言葉で表す」「感情を伝える(3)見方を変える」「行動を変える（イライラ・トゲトゲなしで暮らす方法）」「語りの会へ自己を見つめて生きる」。

「非暴力を語る会」は、参加者の自助グループ化を模索している。

まだまだ、始めたばかり。しばらく、試行錯誤が続きますが、男たちへのサポートを、より深めていきます。また、男の悩みを受けとめる「男」悩みのホットライン（電話相談）においても、ドメスティック・バイオレンス関連の相談にも応じています。

連絡先

「男の非暴力ワークショップ」「非暴力を語る会」について

メンズサポートルーム 075-502-4860

メンズセンター 06-6943-1850

電話相談は

「男」悩みのホットライン 06-6945-0252

第1・第3月曜日 午後7時から9時。

補章 DV援助に役立つ参考文献

報告書・ブックレット

- ・「夫・恋人からの暴力を防ぐためのネットワークに関する調査報告書」夫・恋人からの暴力を考える研究会, 1999年
- ・「女性に対する暴力・その原因と結果報告書」女性のためのアジア平和国民基金
- ・「『女性に対する暴力』調査報告書」東京都生活文化局, 1998年
- ・「女性への暴力について考えるセミナー報告書」ウイメンズネット・こうべ, 1998年
- ・「DV解決支援マニュアル（法律編）」日本DV防止情報センター, 1998年
- ・「『夫（恋人）からの暴力』についての調査研究報告書」夫（恋人）からの暴力調査研究会, 1996年
- ・「『夫・恋人（パートナー）等からの暴力について』調査報告書」フェミニストカウンセリング堺, 1998年
- ・「シンポジウム基調報告書『女性に対する暴力』夫の暴力 強姦 売買春」日本弁護士連合会、両性の平等に関する委員会, 1995年
- ・「家族と暴力—妻への暴力、子どもへの虐待の根絶に向けて」日本弁護士連合会, 1998年
- ・「『両性の平等と自立』女性の人権の確立をめざして」, 日本弁護士連合会1997年
- ・「Domestic Violence 夫・恋人からの暴力—アメリカの現状と日本のこれから」日本DV情報センター, 1998年
- ・「男女共同参画審議会 女性に対する暴力部会の中間取りまとめ」男女共同審議会 女性に対する暴力部会, 1998年
- ・「知っていますか？ドメスティック・バイオレンス一問一答」日本DV防止・情報センター編, 解放出版社, 2000年
- ・「知っていますか？女性差別一問一答」新しい女と男を考える会編, 解放出版社, 1998年
- ・「ドメスティック・バイオレンス特別報告書」北京JAC事務局, 1996年
- ・「民間女性シェルター調査報告書—日本国内調査編」横浜女性協会, 1995年
- ・「民間女性シェルター調査報告書—アメリカ調査編」横浜女性協会, 1995年
- ・「夫やパートナーからの暴力対応マニュアルー＜ドメスティック・バイオレンス＞から身を守るためにー」女性のためのアジア平和国民基金
- ・「夫やパートナーからの暴力対応マニュアルII—認識から行動へー」女性のためのアジア平和国民基金
- ・「援助者のためのドメスティック・バイオレンス対応の手引」神奈川県立女性センター, 1999年
- ・「女性に対する暴力防止法」北京JAC女性に対する暴力防止法コーカス, 1997年
- ・「女性への暴力防止・援助のあり方をつなぐものとして」ウイメンズセンター大阪, 1998年
- ・「ブックレット福祉ナウ ドメスティックバイオレンス（DV）を考える」朝日新聞厚生文化事業団・（財）大阪市女性協会

- ・「女たちの21世紀」21号「特集・女性の人権」アジア女性資料センター, 1997年
- ・「女性に対する暴力相談機関一覧表」兵庫県立女性センター, 1997年
- ・「暴力の関係に悩むあなたへ」AKK女性シェルター運営委員会, 1995年
- ・「キーワードで読む女性問題 女の怒り・男の困惑を超えて」女性のためのアジア平和国民基金
- ・「ドメスティック・バイオレンストレーニングマニュアル」礼拝会ミカエラ寮, 1998年
- ・「『男らしさ』からの自由」かもがわブックレスト88, 中村正, もがわ出版, 1996年
- ・「『男らしさ』から『自分らしさ』へ」かもがわブックレスト95, メンズセンター編, もがわ出版, 1996年
- ・「男たちの『私』さがし」かもがわブックレスト104, メンズセンター編, もがわ出版, 1996年
- ・「女性への暴力」女のスペースおん, 1997年
- ・「男たちはなぜ暴力をふるうのか」女のスペースおん, 1998年
- ・「駆け込みシェルターサポート・ガイダンス」女のスペースおん, 1998年
- ・「ドメスティック・バイオレンス在米日本女性のたたかいの記録」日本DV防止・情報センター, もがわ出版, 1999年
- ・「ドメスティック・バイオレンス」一夫・恋人からの暴力をなくすためにー「夫（恋人）からの暴力」調査研究会著, 1998年
- ・「ドメスティック・バイオレンスへの視点、[夫・恋人からの暴力根絶のために]」日本DV防止・情報センター[編], 朱鷺書房, 1999年
- ・「岩波ブックレット ドメスティック・バイオレンスー男性加害者の暴力克服の試みー」草柳和之, 岩波書店

書籍

- ・「バードウーマンー虐待される妻たち」レノア・E・ウォーカー著, 穂積由利子訳, 金剛出版, 1997年
- ・「アメリカの家庭内暴力」熊谷文枝, サイエンス社, 1993年
- ・「夫（恋人）の暴力から自由になるために」ジニー・ニッキャーシー、スー・デビットソン, むらさき工房1995年
- ・「家族・暴力・虐待の構図」日本弁護士連合会他編, 読売新聞社, 1998年
- ・「女性への暴力」シャーマン・L・バビオー、大島静子他訳, 明石書店, 1996年
- ・「女性・暴力・人権」渡辺和子編, 学陽書房, 1994年
- ・「家族の現状」河野貴代美編, 親水社, 1998年
- ・「家族内暴力」J. レンボイツ、山口哲夫、久保鉱章訳, 星和書店, 1982年
- ・「シェルター・女が暴力から逃れるために」波田あい子、平川和子編, 青木書店, 1998年
- ・「心的外傷と回復」ジュディス・L・ハーマン、中井久夫訳、みすず書房, 1997年
- ・「女を殴る男たち DVは犯罪である」梶山寿子, 文藝春秋, 1999年

- ・「誰にも言えない夫の暴力」鈴木隆文、石川結貴、本の時遊社、1999年
- ・「ドメスティック・バイオレンス防止法律ハンドブック」日本弁護士連合会編、明石書店、2000年

研究会メンバー

夫・恋人からの暴力を考える研究会メンバー

名 前	所 属 ・ 役 職	分 担
友田 尋子	大阪市立看護短期大学部・助教授	編集・フローチャート
坂上 洋平	大阪府女性相談センター・主査	機関別アセスメント（婦人相談所・女性相談センター）
川喜田 好恵	ドーンセンター・企画推進グループコーディネーター	機関別アセスメント（女性センター）
前東 はぎ子	大阪府女性自立支援センター・相談員	機関別アセスメント（女性自立支援センター）
青木 直子	大阪市中央児童相談所・ケースワーカー	機関別アセスメント（児童相談所）
今田 博子	北母子生活支援施設・保母	機関別アセスメント（母子生活支援施設）
大岩 尚美	大阪府衛生会「健康の里」・保健婦	機関別アセスメント（児童養護施設）
長谷 豊	大阪市生野保健センター・所長	機関別アセスメント（保健所・保健センター）
秋元 寛	大阪府三島救命救急センター・外科医長	機関別アセスメント（医療機関・救急医療編）
今中 基晴	大阪市立大学看護短期大学部・産婦人科医師	機関別アセスメント（医療機関・産婦人科編）
菅田 貴子	大阪市立大学看護短期大学部・助手・看護婦	機関別アセスメント（医療機関・看護婦・看護士編） コラムアセスメント（就学支援）
明石 知子	大阪厚生年金病院・助産婦	機関別アセスメント（医療機関・助産婦編）
向市 真知	大阪厚生年金病院・M S W	機関別アセスメント（医療機関・M S W）
瀧 薫子	大阪市鶴見区福祉事務所・ケースワーカー	機関別アセスメント（福祉事務所） コラムアセスメント（公営住宅） コラムアセスメント（就労支援）
綱本 幸子	生駒市家庭児童相談室・カウンセラー	機関別アセスメント（家庭児童相談室）
斎藤 恵美	生野学園・スタッフ	機関別アセスメント（民間シェルター）
渋谷 元宏	淀屋橋法律事務所・弁護士	機関別アセスメント（法曹）
清水 訓夫	大阪府警察本部	機関別アセスメント（警察）

名 前	所 属 ・ 役 職	分 担
井上 万寿江	新阿武山病院・看護婦	コラムアセスメント（アルコール問題）
森村 美奈	大阪市立大学医学部・婦人科教室・産婦人科医師	コラムアセスメント（性被害に対する医学的サポート）
小西 宏樹	大阪市住吉区役所健康福祉サービス課・母子担当職員	コラムアセスメント（福祉制度）
井ノ崎 敦子	大阪大学大学院博士後期課程・大学院生	コラムアセスメント（電話相談）
中村 彰	メンズセンター・代表	コラムアセスメント（男性プログラム）
泉 薫	淀屋橋法律事務所・弁護士	
岡本 由美	あおぞらグループホーム・職員	
荻田 幸雄	大阪市立大学医学部附属病院・病院長	
片山 三喜子	関西テレビ・アナウンサー	
川上 慶子	看護婦	
川上 寿美子	東母子生活支援施設・母子指導員	
木村 千幸	大念佛寺母子寮・指導員	
坂 なつこ	立命館大学社会学研究科・立命館大学非常勤講師	
沢田 薫	大阪市女性協会・総務・企画	
杉田 善久	大念佛寺母子寮・施設長	
高田 昌代	神戸大学医学部保健学科・母性看護学助教授	
高橋 弘枝	大阪厚生年金病院・病棟婦長（助産婦）	
竹村 摩佐巳	日本DV防止・情報センター・事務局・運営委員	
津崎 哲郎	大阪市中央児童相談所・副所長	
濱家 敦子	児童虐待防止協会・カウンセラー及び臨床心理士	
林 功	生野学園・園長	
藤田 千恵子	立命館大学産業社会学部・学生	

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金 (アジア女性基金)

アジア女性基金は、元「慰安婦」の方々への国民の償いを行うこと、女性の名誉と尊厳に関わる今日的な問題の解決に取り組むことを目的として、1995年7月に発足いたしました。以来、政府と国民の協力によって、具体的な事業を実施してまいりました。

そのひとつは、元「慰安婦」の方々への国民的な償い事業です。それは、1) 元「慰安婦」の方々の苦悩を受け止め心からの償いを示す事業、2) 国としての率直なお詫びと反省の表明、3) 政府の資金による医療・福祉支援事業です。この償い事業については、一刻も早く日本の道義的責任を具体的に表したいという気持ちで進めています。

同時に、ドメスティック・バイオレンス（夫や恋人からの暴力）や人身売買など、女性や子どもに対する暴力や人権侵害によって苦しむ方が、まだまだたくさんいます。アジア女性基金では、今日的な女性の人権の問題にかかわることによって、過去だけでなくすべての女性に対する暴力のない社会を目指して、その問題の解決のために、以下のような活動に取り組んでいます。

- 女性が現在直面している問題についての国際会議の開催
- 女性の人権問題に様々な角度から取り組んでいる女性の団体への支援活動
- 女性に対する暴力、あるいは、女性に対する人権侵害についての原因と防止に関する調査・研究
- 暴力や人権侵害の被害女性に対するメンタルケアの開発など
- 女性に対する暴力のない社会を目指す啓発活動

基金の事業や活動についてのお問い合わせは、下記までご連絡ください。なお、インターネットでも基金の活動はご覧になれます。

〒107-0052 東京都港区赤坂2-17-12 赤坂アネックスビル4階
TEL : 03-3583-9322/9346 FAX : 03-3583-9321/9347
Home Page : <http://www.awf.or.jp> e-mail : dignity@awf.or.jp